

# 第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

令和元年（2019年）5月

札幌市



## はじめに

札幌市では、「札幌市自治基本条例」に基づき制定された「札幌市市民まちづくり活動促進条例」を推進するため、平成 21 年度に「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」を策定し、市民、事業者、そして市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的にさまざまな取組を進めてまいりました。

その結果、基本計画の策定以降、札幌市内の NPO 法人数や、「さぽーとほっと基金」への寄付、企業が札幌市と協力してまちづくり活動を行うことを定めて締結した協定は堅調に増加しており、市民まちづくり活動の機運は高まってきています。

一方、札幌市は今後、少子高齢化の進行などにより人口減少に転じると予想されており、これに伴い、地域コミュニティの希薄化や市民まちづくり活動の担い手不足など、さまざまな地域課題の顕在化が想定されています。

これらの課題などに対応するため、このたび「第 3 期市民まちづくり活動促進基本計画」を策定し、より多くの市民の方に市民まちづくり活動に対する理解を深めていただくとともに、様々な活動へ積極的に参加を促すことにより、市民まちづくり活動が身近なものであると感じていただけるよう取組を進めてまいります。そして、市民をはじめ、企業、町内会、NPO などさまざまな団体の参加や支援・協力を得て、第 3 期基本計画を推進することにより市民自治が息づくまちづくりを実現し、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を、市民と共に築いていきたいと考えております。

令和元年 5 月

札幌市長 秋元 克広

# 目次

<b>第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1 背景と目的 .....	1
第2 計画の位置づけ .....	2
第3 計画期間 .....	3
第4 基本計画策定の経緯 .....	3
1 基本計画が策定されるまで .....	3
2 第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定過程 .....	3
<b>第2章 市民まちづくり活動と第2期計画策定以降の社会動向</b> .....	<b>4</b>
第1 市民まちづくり活動とは .....	4
第2 市民まちづくり活動を巡る全国の動き .....	5
第3 札幌市の現状 .....	5
<b>第3章 第2期基本計画の総括</b> .....	<b>7</b>
基本目標1 『参加』 より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進 .....	8
基本目標2 『向上』 団体の運営基盤の強化と社会課題の解決能力の向上 .....	11
基本目標3 『交流』 身近な地域における場と交流機会の創出 .....	14
基本目標4 『連携』 多様な活動主体間の連携の促進 .....	17
<b>第4章 第3期基本計画の概要</b> .....	<b>19</b>
第1 策定にあたって踏まえるべき事項 .....	19
1 市民まちづくり活動の必要性を市民に理解してもらい、共有できる工夫を .....	19
2 「市民自治によるまちづくり」に向け、市民が自然と主役になれる意識醸成を .....	19
3 市民まちづくり活動への支援によるSDGsの推進 .....	20
4 まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性 .....	20
第2 第3期基本計画の方向性 .....	21
1 市民まちづくり活動に対する市民の理解促進と幅広い分野への参加の促進 .....	21

2	市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援	21
3	市民まちづくり活動団体間の連携の促進	21
第3	第3期基本計画の構成	25
1	第3期基本計画の体系	25
2	成果指標と参考指標	25
<b>第5章</b>	<b>第3期基本計画の基本目標と基本施策</b>	<b>26</b>
基本目標1	参加促進 市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加促進	26
基本目標2	運営体制強化 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援	29
基本目標3	連携促進 市民まちづくり活動団体間の連携の促進	32
<b>第6章</b>	<b>計画の推進にあたって</b>	<b>34</b>
第1	進捗管理	34
1	成果指標と事業実施状況の確認	34
2	市民まちづくり活動促進テーブルの活用	34
3	計画の見直し	34
第2	推進体制	34
1	庁内連携による事業推進	34
2	関係機関等との連携	35
<b>付属資料</b>		<b>36</b>
<b>◆</b>	<b>成果指標一覧表</b>	<b>37</b>
<b>◆</b>	<b>第3期基本計画の検討経過</b>	<b>38</b>
第1	市民まちづくり活動促進テーブルにおける審議	38
第2	各種調査の実施	39
第3	各種調査結果等の活用	44

## 第1章

# 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって

## 第1 背景と目的

札幌市では、少子化や高齢化、核家族化など社会情勢が大きく変化しています。これに加え、ここ数年のうちに人口減少に転じることが見込まれており、活動の担い手不足や高齢者の増加による社会参加機会の提供を一例として、より一層の地域課題の増加が想定されます。また、複雑多様化している市民の課題やニーズの中にあっては、行政の機能だけではきめ細かい対応を行うことが難しくなっています。その一方で、町内会、自治会の活動をはじめとしてボランティア活動やNPO活動など行っている方もおり、企業も、地域社会への積極的な働きかけとして社会貢献活動や助成事業などに取り組む動きが見られています。

「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」（以下「基本計画」といいます。）は、市民、事業者、そして市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的に、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「札幌市市民まちづくり活動促進条例」（以下「促進条例」といいます。）第7条に基づき策定する基本計画です。その内容については、同条2項において、市民まちづくりに関する目標、市民まちづくり活動の促進のための施策等としています。

### 【札幌市市民まちづくり活動促進条例】（平成19年12月13日制定。平成20年4月1日施行）

（目的）

第1条 この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（市民まちづくり活動促進基本計画）

第7条 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画を策定しなければならない。

2 市民まちづくり活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民まちづくり活動に関する目標
- (2) 市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項

※第3項～第5項省略

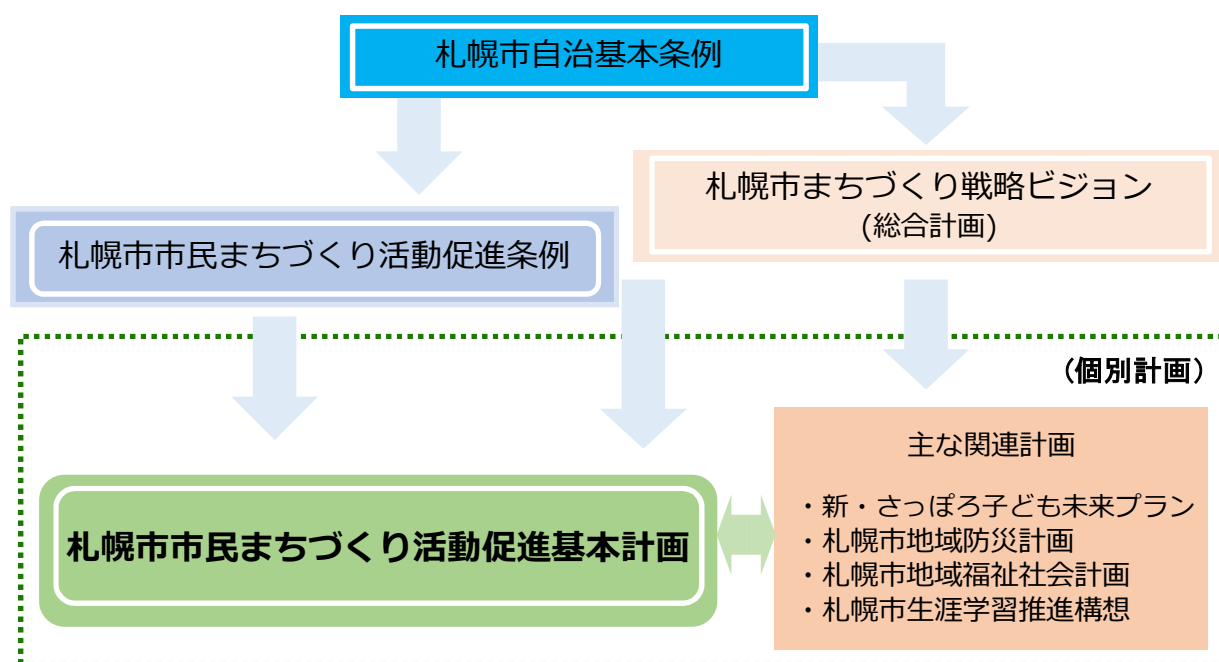
## 第2 計画の位置づけ

この基本計画は、札幌市のまちづくりの最高規範である札幌市自治基本条例第23条に基づき制定された促進条例を推進するものとして策定するものです。

また、札幌市自治基本条例第17条に定める札幌市のまちづくりの計画体系では、幅広い分野にわたる総合計画として最上位に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」<sup>1</sup>の個別計画に位置づけられます。

札幌市の市民まちづくり活動促進を総合的に推進する計画であることから、対象分野は幅広く、関わりのある各分野の関連計画とも整合性を図っています。

### 【札幌市市民まちづくり活動促進基本計画と条例、他の計画等との関係】



### 【札幌市自治基本条例】 (平成18年10月3日制定。平成19年4月1日施行)

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

※第2項～4項省略

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

※第2項省略

<sup>1</sup> <ビジョン編>を平成25年2月策定。<ビジョン編>に掲げる目指すべき都市像の実現に向けて、主に行政が優先的・集中的に取り組むことを示した<戦略編>を同年10月に策定。この中で戦略的に取り組む3つのテーマを掲げている(「暮らし・コミュニティ」、「産業・活力」、「低社会・エネルギー転換」)

### 第3 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成 31 年度から 5 年間とします。

## 第4 基本計画策定の経緯

### 1 基本計画が策定されるまで

札幌市では平成 10 年に札幌市基本構想を制定し、市民の公益的な活動を促進する必要性を掲げました。平成 13 年には市民委員による議論なども経て「市民活動の促進に関する指針」を定め、以後、この考え方に沿って市民活動に関する施策を進めてきました。具体的には、平成 15 年に利便性の良い札幌駅北口に、相談や活動の場の提供など、市民まちづくり活動の総合的な支援拠点施設として市民活動サポートセンターを開設しています。

このように市民まちづくり活動への支援基盤が整備される中で、平成 18 年に札幌市自治基本条例が制定されました（平成 19 年施行）。自治基本条例は、市民のまちづくりに参加する権利を定めるとともに、第 23 条において、『市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備する』と規定しています。

これに基づき、平成 19 年に促進条例を制定（平成 20 年施行）、平成 21 年に基本計画を策定し、現在の市民まちづくり活動促進施策の基本的な方向性を決めました。

### 2 第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定過程

第2期基本計画は5年経過後の見直しを想定し、各種の成果指標は平成 30 年度を目標に設定しています。そこで、札幌市では平成 31 年度以降も引き続き市民まちづくり活動の促進に係る施策を総合的、計画的に実施するために、平成 31 年度からの5年間を対象期間とする第3期の基本計画（以下「第3期基本計画」といいます。）を策定することとし、平成 30 年 5 月 18 日、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルに、その基本的方向性について諮問し、同年 10 月 19 日に答申を受けました。

また、第3期基本計画の検討にあたっては、市民まちづくり活動団体に対するアンケートや市民まちづくり活動団体・市民を対象としたワークショップを実施し、市民の意見を反映するよう留意しました。



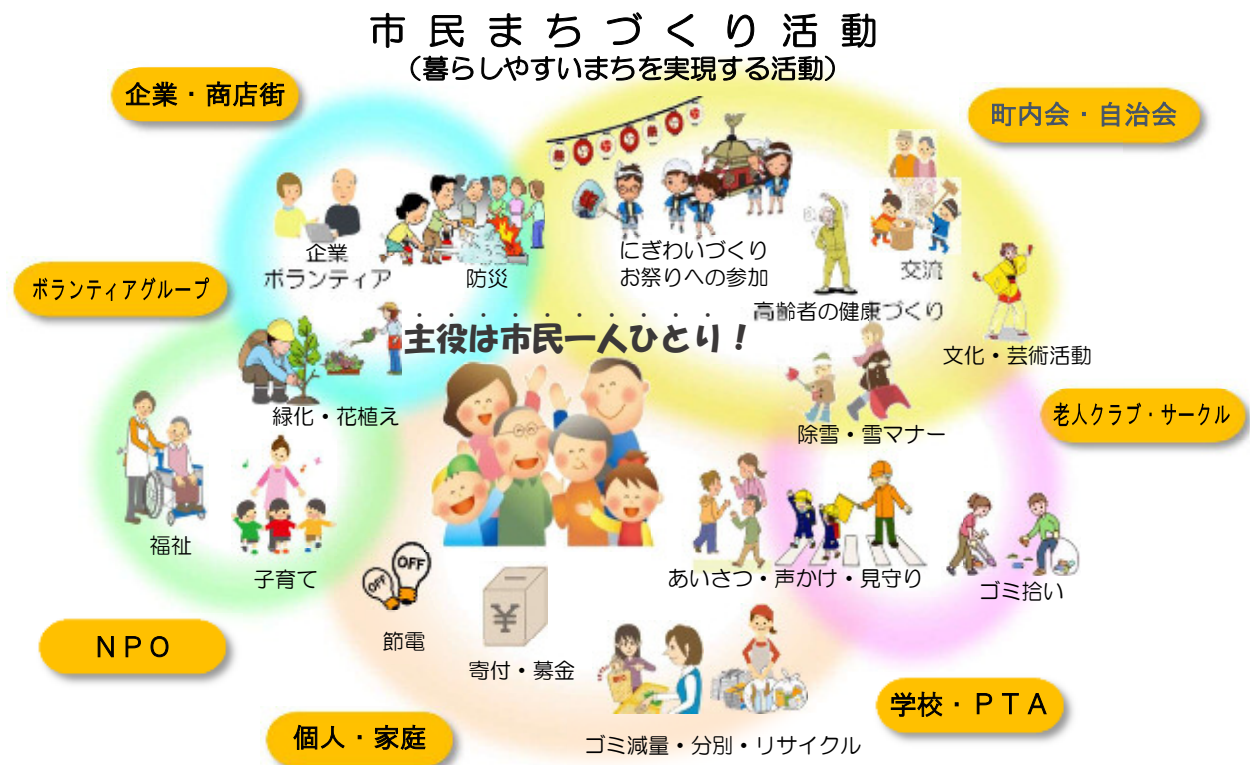
第1 市民まちづくり活動とは

「札幌市市民まちづくり活動促進条例」では、「市民まちづくり活動」を以下のように定義しています。

『市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」といいます。)等又は個人により自発的に行う公益的な活動』

札幌市内には、地域のまちづくりの中核を担ってきた単位町内会が約2,200、連合町内会が90<sup>2</sup>あるほか、札幌市NPO法人やさぼーとほっと基金登録団体、市民活動サポートセンター登録団体を統合すると、約2,700にもものぼります。これらの団体により、保健・医療・福祉の推進、子どもの健全育成、文化・芸術の振興など、様々な分野のまちづくり活動が展開されており、また、企業による社会貢献活動も広がりを見せているところです。

また、個人や家庭では、前述の団体等が行う市民まちづくり活動への参加をはじめ、環境負荷や将来のまち、次世代への配慮など公益的観点から自発的に行われているゴミの分別・減量化や省エネ等の取組、さらには、市民まちづくり活動を資金面から支える寄付行為等も広がりを見せています。



<sup>2</sup> 連合町内会数は、各地区連合町内会連絡協議会等を構成する連合町内会数を加えると110となります。

このように、「市民まちづくり活動」の主体は、団体、企業から個人まで広範にわたり、これらの主体が営む『快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公益的な活動』は、すべて「市民まちづくり活動」ということができます。

なお、ここでいう「市民」とは、市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人及び市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体を指しています。

## 第2 市民まちづくり活動を巡る全国の動き

市民まちづくり活動に関わる国の動きとして、平成27年3月から「共助社会づくりの推進」に関する報告がなされ、人口減少や少子高齢化に伴う人手不足、医療・介護問題など今後想定される地域や社会の課題を解決するために、「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作りに上げていく社会」の実現を目指すこととしています。その具体的な姿として、「つながりの構築」「地域の活性化」「参加の促進」という3つの姿が示されており、この実現に向け共助社会の担い手として、地域住民や町内会、自治会、NPO、企業等は大きな役割を期待されているところです。

また、最近の動きとして、平成29年4月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が施行され、休眠預金等に係る資金を公益活動に活用する制度が開始されるなど、公益的な活動に対する支援も整備されつつあります。

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、第2期基本計画が策定された平成26年以降も自然災害が頻発する中、市民まちづくり活動を活性化するための社会基盤の整備・充実が全国的に進んできました。また、北海道においても、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震を契機として、より一層の地域におけるつながりや地域の活性化の必要性が認識されつつあります。

## 第3 札幌市の現状

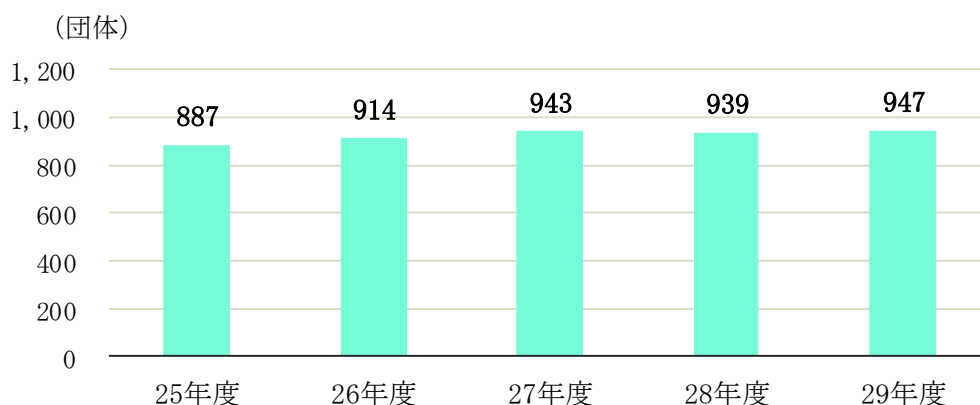
札幌市内のNPO法人数は、平成24年度の認証認定事務の移管以降、着実に増加し、平成29年度時点では約950団体(図1)となっており、市民まちづくり活動団体の広がりがうかがえます。また、市民や企業からの寄付を原資に市民まちづくり活動団体へ助成を行う「さぽーとほっと基金」は、制度が開始された平成20年度から累計で、寄付額9億円、助成額6億円(図2)に迫る勢いです。これは、他の政令指定都市の類似の事業を比較しても、寄付額及び助成額ともに高い水準で推移しており、市民参加の一手法として寄付が定着しつつあることや、様々な市民まちづくり活動への事業資金として活用されている状況であると言えます。さらに、企業が市と協力し

てまちづくり活動を行うことを定めて締結した協定は160まで増加しており、市民まちづくり活動の機運は高まりつつあります。

また、札幌市では、国の認定NPO法人制度に加え、市が独自に条例でNPO法人を指定すると、当該法人への寄付について個人市民税の優遇措置が適用される条例個別指定制度を整備し、平成26年1月から運用を開始しており、NPO法人の資金調達の一つとして活用されています。

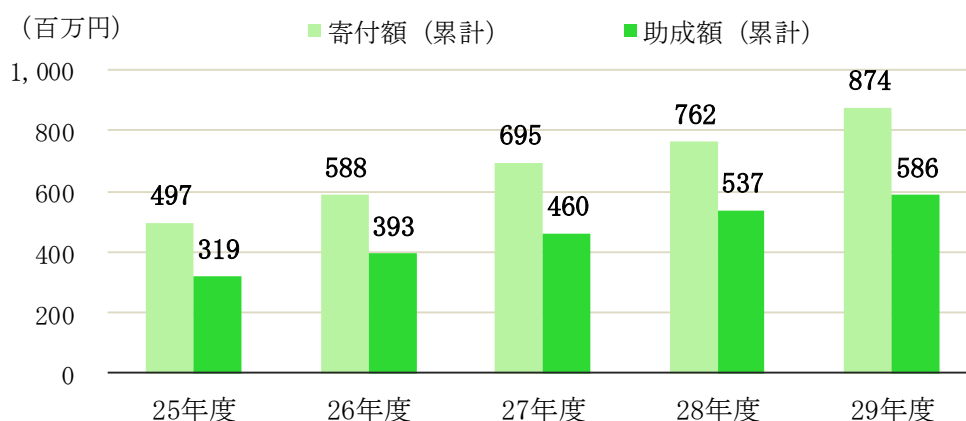
今後は、こうした制度や近年急速に発展しているインターネット、スマートフォン<sup>3</sup>、タブレット型端末等<sup>4</sup>、私たちの暮らしに定着しているICT（情報通信技術）<sup>5</sup>を活用していくとともに、コミュニティの中心的組織として地域社会を長期的視点で守り支える町内会・自治会と、今後も成長が見込まれるNPOなどの団体、社会貢献活動に意欲を持った商店街や企業など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを進めていくことができる環境をより一層整えていくことが重要です。

図1 NPO法人団体数の推移



〈資料〉札幌市市民自治推進室調べ

図2 さぽーとほっと基金の寄付額および助成額の推移（累計）



〈資料〉札幌市市民自治推進室調べ

<sup>3</sup> 一般的な携帯電話にパソコンや携帯情報機器としての機能が追加されたもの

<sup>4</sup> パソコンのようなキーボードからではなく、液晶画面にタッチすることで操作する端末機器

<sup>5</sup> インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略。情報や通信に関する科学技術の総称

## 第3章 第2期基本計画の総括

第2期基本計画は、促進条例の目的である「豊かで活力ある地域社会の発展のために」を目的とし、4つの目標と12の基本施策から構成されています。

ここでは、基本目標毎に、取組の実施状況と成果指標の達成状況や各種調査結果を踏まえて評価を行い、浮上した課題を解決するための方向性を、第3期基本計画に向けて踏まえる点としてまとめました。

### 【第2期基本計画 基本目標及び基本施策】

目的	基本目標	基本施策（◎重点施策）
豊かで活力ある地域社会の発展のために	1. 『参加』 ～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進	◎1-1 まちづくりへの理解促進と参加の機運醸成 ◎1-2 市民の生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供 ◎1-3 団塊の世代・若者・子どものまちづくりへの参加促進
	2. 『向上』 ～団体の運営基盤の強化と社会的課題の解決能力の向上	2-1 まちづくり活動を行う団体に対する拠点施設での支援 ◎2-2 資金調達制度を活用した団体の運営基盤強化に向けた支援 2-3 社会的課題の解決能力向上のための人材の育成
	3. 『交流』 ～身近な地域における場と交流機会の創出	3-1 地域交流活動の促進 ◎3-2 地域交流の場の整備 3-3 まちづくりセンターでの地域活動支援機能の充実
	4. 『連携』 ～多様な活動主体間の連携の促進	4-1 連携促進に向けた環境の充実と地域のネットワーク化 4-2 企業の社会貢献活動の促進 ◎4-3 異種連携の促進とコーディネート人材の育成

## 基本目標1『参加』～より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

### 【取組状況】

より多くの市民に対して、まちづくり活動への理解と参加を促進するために、テレビCMやイベントなどを通じて、町内会やNPO等の取組について幅広く情報発信を行いました。また、さぼーとほっと基金によるまちづくり活動への寄付など、生活スタイルや状況に対応した参加機会の提供、区やまちづくりセンター等による様々な市民参加事業の支援を実施しました。

さらに、地域活動の担い手不足に対し、団塊の世代や子ども、若者などが楽しくまちづくりに参加できるマッチング事業やイベントの開催などに取り組みました。

これらの周知やまちづくり活動、町内会、活動団体に対する市民理解の形成を目的に、メールマガジンやさぼろまちづくり総合情報ポータルサイト等による情報発信の充実を図りました。

### ■成果指標

成果指標項目		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度 (目標値)	単位
市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合	※1	32.4 ※5	94.1	92.1	81.4	83.1	-	70.0	%
町内会加入率	※2	71.7	71.5	71.2	71.1	70.8	70.3	74.0	%
さぼーとほっと基金 寄付件数	※3	331	366	518	229	252	-	360	件数
さぼーとほっと基金 寄付金額(累計)	※4	5.0	5.9	6.9	7.6	8.7	-	7.4	億円

※1:札幌市指標達成度調査 ※2, 3, 4:札幌市市民自治推進室調べ

※5:平成26年度の調査から市民まちづくり活動への参加状況について、質問方法をより具体的な事例を記載する方法に変更しております。

第2期基本計画では、まちづくり活動への多様な参加機会や活動に関する情報の提供を行っており、成果指標としている『市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合』は、目標値を上回る高い割合で推移しています。しかしその一方で、活動の種類別(図3)にみると、「ごみの分別・ごみステーションのマナー遵守」など生活に密着した一部の活動は高い割合であるものの、防災訓練への参加や健康づくり活動への参加など、自発的に行う活動については参加したことがある割合が総じて低い値となっています。平成30年7月に実施した市民ワークショップでは、市民まちづくり活動に参加するための必要なきっかけとして、「活動内容がわかりやすい情報の発信」「参加者の都合(時間帯など)に合わせた仕組み」などの意見があり、引き続き多様な活動の参加に向けて、情報発信機能の強化や多様な参加機会を提供していく必要があります。

町内会の加入状況については、町内会の活動状況を紹介するパンフレットの作成や集合住宅への加入を促すなど加入促進の活動により、加入世帯数は年々増加しているものの、総世帯数の増加がその伸びを上回っており、加入率は目標値を下回り緩やかに減少している状況です(図4)。



これは、かつて町内会が担ってきた役割や地域で助け合ってきた日常的な事柄の多くが、企業のサービスにより代替されていることが要因として考えられます。また集合住宅の増加や生活スタイルの変化で、住民同士の接触機会が少なくなり、町内会においても住民ニーズの把握が難しくなっているほか、個人情報への意識の高まりから町内会に対する個人情報の提供に抵抗感を示す方が増えてきたことなどが挙げられます。なお、アンケートでは、地域コミュニティを担う団体の活性化の必要性があると感じている市民が多く（図5）、地域コミュニティ活動を担う団体として町内会が重要だと認識されています（図6）。また、平成28年度に開催された「さっぽろ地域コミュニティ検討委員会」の報告書においても、人口減少や高齢化に伴い、地域において様々な問題が顕在化されることが想定されており、これらを解決するためにも、地域の互助活動など様々な役割・機能を担う地域コミュニティの活性化が必要であると報告されています。

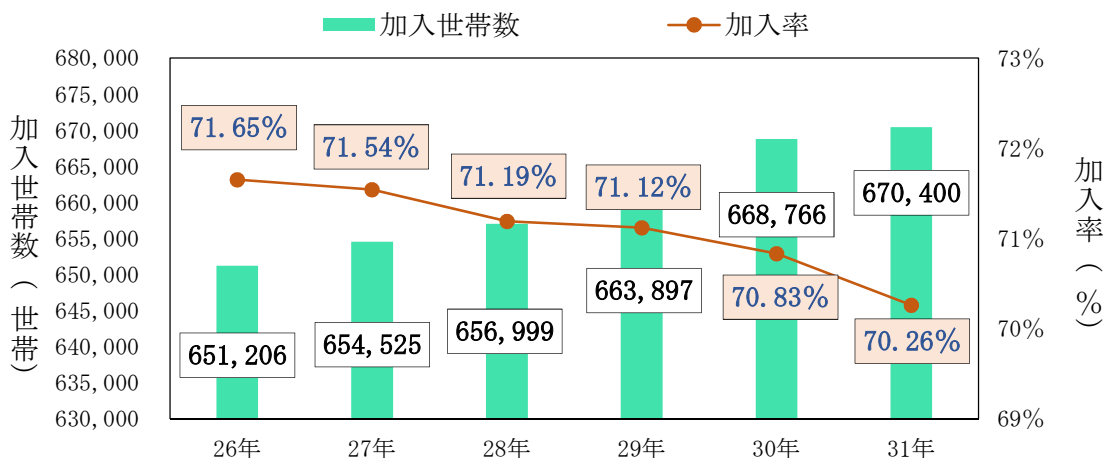
さぼーとほっと基金は、成果指標である『寄付件数』が目標未達成となっており、より多くの市民への働きかけが必要であることが考えられます。一方で、もう一つの指標である『寄付金額』は目標を上回り堅調に推移していることから、市民まちづくり活動の一つとして、寄付を通じたまちづくり活動への間接的な参加が浸透してきている様子がみられます。

図3 市民まちづくり活動に参加したことの割合（種類別）【複数回答】（単位：％）

年度	ごみの分別・ごみステーションのマナー遵守	近隣のごみ拾い・清掃	地域交流行事（お祭りや運動会、盆踊り、地域サロン）への参加	雪捨てマナーの遵守や凍結道路への砂まき	自宅周辺道路の除雪や、福祉除雪などによる地域住民間の除雪支援	高齢者等の家事援助や福祉施設での手伝い	寄付や募金	通学路などでの安全確認・交通安全啓発運動への参加	街路樹の花壇や道路への花植え	高齢者や障がい者などへの声かけ、安否確認	健康づくり活動への参加や指導	子どもの見守り、声かけ、子育てサロンへの参加	音楽や演芸等による地域での公演・発表会、福祉施設への慰問、伝統文化の保存・継承	防災訓練への参加	防火・防犯パトロールへの参加	その他	いずれも参加・活動していることはない	無回答
6	91.0	31.3	21.6	35.8	20.5	3.6	24.1	7.6	11.0	9.6	5.9	9.3	4.2	12.7	5.1	0.7	4.6	1.3
27	86.9	29.4	24.8	31.4	19.1	2.2	22.6	7.6	10.6	10.8	5.5	10.9	4.0	10.9	4.4	2.1	6.7	1.2
28	76.6	27.1	21.1	28.1	15.3	3.0	20.3	7.4	9.0	9.5	4.1	8.3	3.8	10.9	4.2	1.8	9.8	8.8
29	86.8	23.9	16.9	31.2	14.8	2.6	16.5	5.3	6.2	6.6	3.4	7.2	2.7	9.8	3.2	1.2	15.9	1.0

〈資料〉平成26～29年度 指標達成度調査

図4 町内会加入世帯数および加入率の推移



〈資料〉札幌市自治推進室調べ（各年1月1日時点）

図5 地域コミュニティを担う団体の活性化の必要性

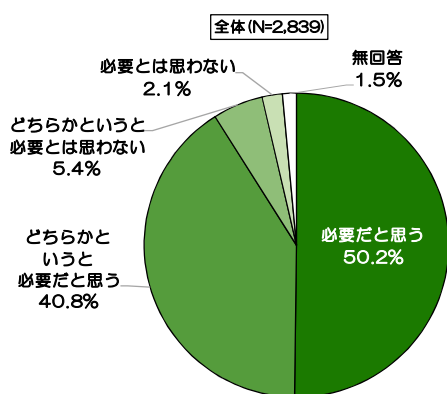
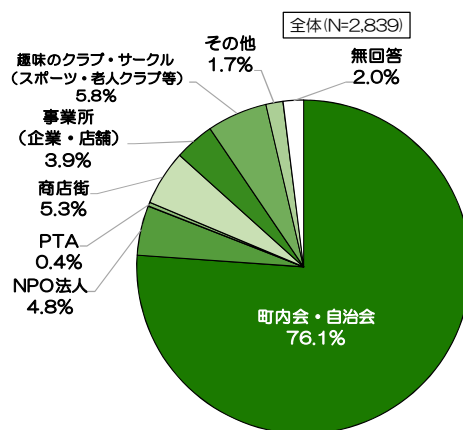


図6 地域コミュニティを担う重要な団体



〈資料〉平成27年度第2回札幌市市民意識調査

【第2期の評価】

- 市民まちづくり活動への参加割合は、ごみの分別など生活に密着した活動などにより目標値を上回っている。一方、種類別でみると、テレビCMやイベント、メールマガジン等により、活動について情報発信したものの一部を除き、参加割合が低い状況である。
- 町内会加入状況について、町内会の加入促進の活動により加入世帯数は増加している。一方、総世帯数の増加がその伸びを上回っていることにより、加入率は目標値を下回り緩やかに減少している。
- 市民まちづくり活動の一つとして、寄付を通じたまちづくり活動への間接的な参加が浸透している。

～第3期に向けて踏まえるべき視点～

- 市民まちづくり活動の必要性について理解を促進するための取組
- 幅広い市民まちづくり活動への参加を促進するためのより適切な情報の発信
- 地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組

## 基本目標2 『向上』～団体の運営基盤の強化と社会課題の解決能力の向上

### 【取組状況】

市民まちづくり活動団体に対する拠点施設（市民活動サポートセンターやまちづくりセンターなど）における運営相談や情報提供等の支援を行いました。また、認定 NPO 法人制度の活用促進のためのセミナー、NPO のマネジメント講座などのまちづくり団体の運営基盤を強化する取組、社会的課題の解決能力向上のため、人材育成に関する研修やセミナーなどの取組を行いました。

### ■成果指標

成果指標項目		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30年度 (目標値)	単位
市民活動サポート センター登録団体数	※1	2,280	2,400	2,528	2,653	2,764	2,500	団体
認証NPO法人数	※2	887	914	943	939	947	1,100	団体
さぼーとほっと基金 団体指定寄付件数	※3	144	134	341	133	141	150	件
認定NPO法人・特例認定NPO法 人・条例個別指定NPO法人数	※4	11	15	19	22	19	30	団体

※1, 2, 3, 4: 札幌市市民自治推進室調べ

市民まちづくり活動団体の運営の状況を図る成果指標として、『市民活動サポートセンター登録団体数』及び『認証 NPO 法人数』を設定しており、毎年一定程度の団体登録、認証があり増加しています。市民活動サポートセンターでは、市民まちづくり活動に関する各種講座・研修を開催するほか、市民まちづくり活動団体に対する運営相談や各種情報提供などの支援を行っており、団体活動を支援する施設としての役割を果たしていると評価できます。

成果指標としている『さぼーとほっと基金団体指定寄付件数』は、特定事業への団体指定寄付が多かった平成 27 年度を除き、目標値付近で概ね推移しています。また、目標値には及ばないものの、『認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人・条例個別指定 NPO 法人数』は緩やかに増加しており、資金調達を補完する制度の一つとして定着していることがうかがえます。

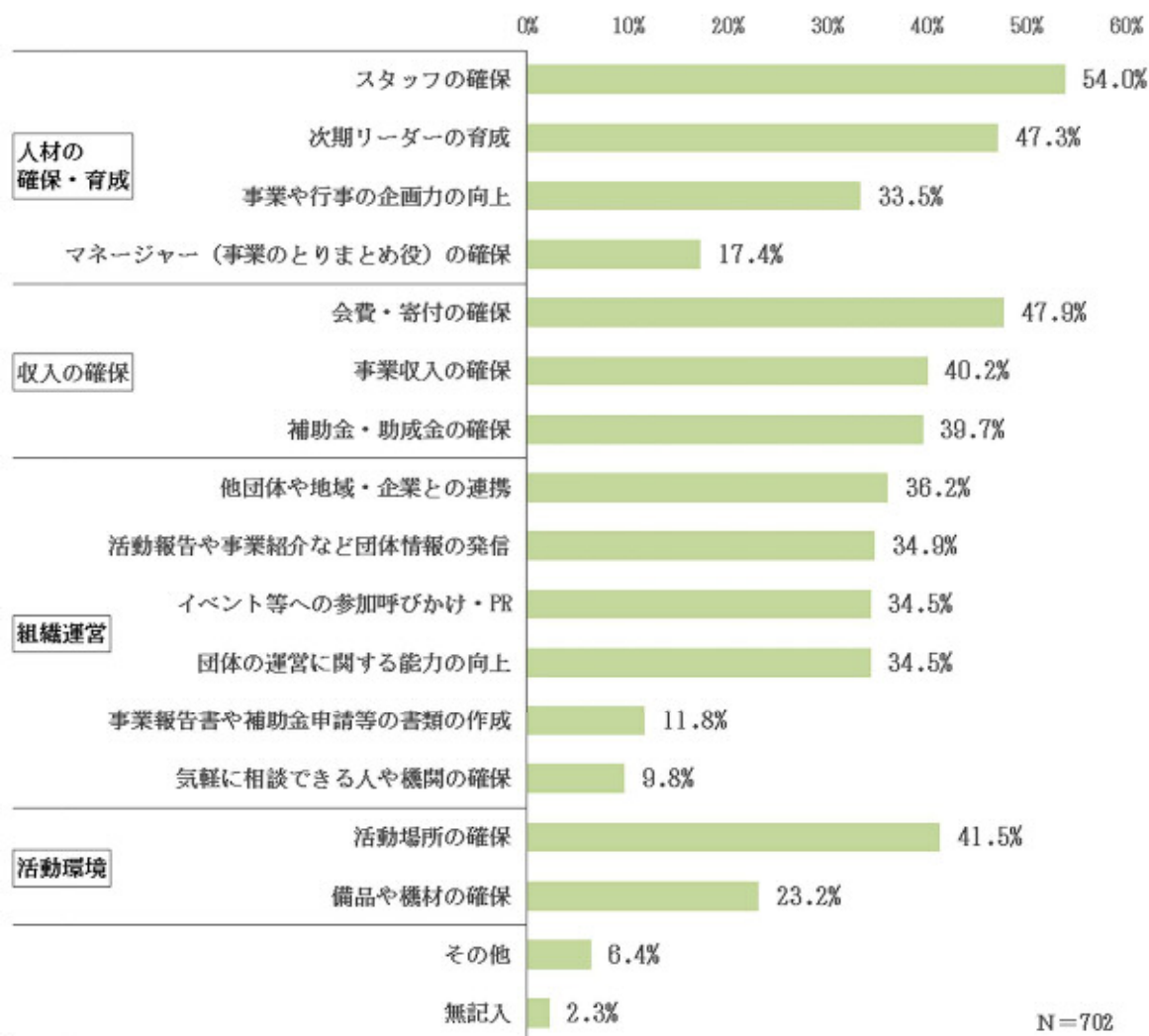
その一方で、市民まちづくり活動団体が抱える課題として、人材の確保・育成における「スタッフの確保」や「次期リーダーの育成」、収入の確保については「会費・寄付の確保」、活動環境は「活動場所の確保」などが高い割合（図 7）となっており、今後の少子高齢化の進展の可能性を踏まえると、団体運営を維持・強化させていくためには、引き続き人材の確保・育成や収入の確保など、様々な課題に応じた支援が必要となっています。

また、団体で必要とされている情報においても、「活動に参加してくれる市民に関する情報」「行政・民間の助成金に関する情報」「活動場所に関する情報」などが求められている（図 8）。また、平成 30 年 7 月に開催した市民まちづくり活動団体によるワークショップにおいても、人



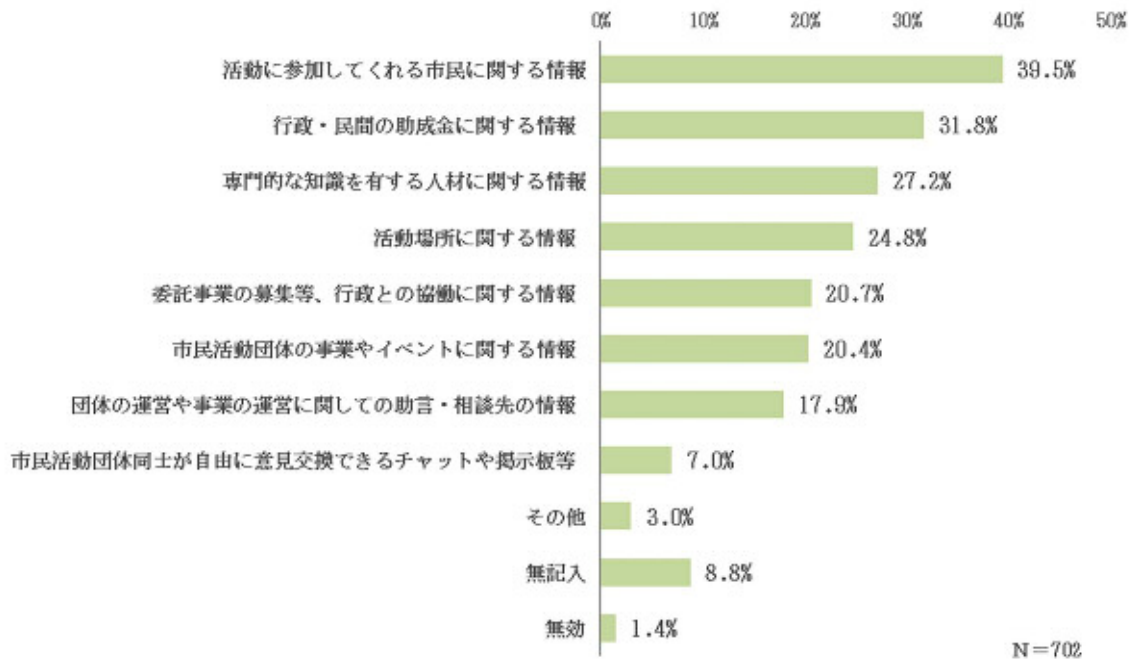
材育成・活動資金・活動場所については、高いニーズがあることを確認しており、必要とされる情報を適切に提供していくことが重要です。

図7 団体が抱える課題【複数回答】



〈資料〉平成28年度 札幌市市民まちづくり活動団体アンケート調査

図8 団体に必要とされている情報【複数回答】



〈資料〉平成28年度 札幌市市民まちづくり活動団体アンケート調査

### 【第2期の評価】

- 市民活動サポートセンターにおける各種講座や研修の開催、団体の運営に関する相談などの支援により、登録団体数や認証NPO法人数は増加している。
- さぽーとほっと基金の団体指定寄付件数の推移や、認定NPO法人・特例認定NPO法人・条例個別指定NPO法人数の増加傾向から、活動資金の確保に一定程度の役割を果たしている。
- 一方、アンケート結果をみると、人材育成・活動資金・活動場所などは、まちづくり活動団体の課題として高い割合を示している。

### ～第3期に向けて踏まえるべき視点～

- 市民まちづくり活動団体が安定した運営を行うための拠点施設を中心とした継続支援
- 人材育成・活動資金・活動場所などニーズが高い分野における、市民まちづくり活動団体の運営体制強化に向けた支援

## 基本目標3『交流』 ～身近な地域における場と交流機会の創出

### 【取組状況】

地域交流活動を促進するため、シニアサロン・子育てサロンの開催を支援するとともに、地域活動の場を創出するために、既存の活動の場（地区会館など）の改修や新たな場の整備に向けた支援などを行いました。また、身近な活動支援拠点としてのまちづくりセンターの地域活動支援機能を強化するため、地域課題の解決に役立つ情報提供やアドバイザー派遣などの取組を行いました。

### ■成果指標

成果指標項目		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度 (目標値)	単位
身近に交流の機会があると 感じている人の割合	※1	31.8	—	—	23.5	—	41.2	40.0	%
整備・創出された地域活動 の場の整備数(累計)	※2	20	23	41	62	81	—	100	件
まちづくりセンターを核とし た地域の活動数(累計)	※3	1,006	1,062	1,152	1,178	1,210	—	1,060	件

※1:札幌市市民意識調査 ※2, 3:札幌市市民自治推進室調べ

成果指標である『身近に交流の機会があると感じている人の割合』は、平成30年度に目標値を上回っています。一方、「参加したことのある、地域の方と身近に交流・ふれあいができる機会」（図9）のうち、「町内会等の地域での活動」は、主に働く世代の年齢区分で参加割合が低い傾向がみられるなど、改善すべき課題が見受けられます。

また、「身近に交流の機会があると感じていない理由」として、「住んでいる地域で交流・ふれあいの機会がない」「交流・ふれあいの機会に関する情報や案内を耳にしない」（図10）などが挙げられており、参加する機会の適切な情報発信が求められています。

『整備・創出された地域活動の場の整備数』は、目標に対して堅調に推移していますが、市民まちづくり活動団体のアンケートでは、活動場所の確保やその情報へのニーズが高くなっており（図7、図8）、活動場所についての情報発信などが、今後も重要となっています。

成果指標である『まちづくりセンターを核とした地域の活動数』については、目標数を大きく上回り堅調に推移していますが、今後増加が想定される地域課題への対応を行っていくためにも、引き続き、地域活動の支援を行っていく必要があります。

図9 参加したことがある、地域の方と身近に交流・ふれあいができる機会【複数回答】

上段：実数/下段：% N=		町内会等の 地域での 活動	子育て世代 の交流	シニア世代 の交流	多世代の 交流	ご近所 付き合い	同じ趣味を 持った 人との交流	その他	無回答
対象者全体		934 - 66.3%	104 11.1%	114 12.2%	60 6.4%	306 32.8%	214 22.9%	29 3.1%	19 2.0%
性別	男性	349 - 72.2%	17 4.9%	51 14.6%	23 6.6%	108 30.9%	85 24.4%	8 2.3%	7 2.0%
	女性	576 - 62.8%	86 14.9%	63 10.9%	37 6.4%	195 33.9%	127 22.0%	20 3.5%	12 2.1%
	無回答	9 - 55.6%	1 11.1%	- -	- -	3 33.3%	2 22.2%	1 11.1%	- -
年齢	29歳以下	46 - 60.9%	6 13.0%	1 2.2%	6 13.0%	6 13.0%	8 17.4%	- -	1 2.2%
	30～39歳	99 - 56.6%	45 45.5%	1 1.0%	4 4.0%	33 33.3%	6 6.1%	1 1.0%	1 1.0%
	40～49歳	115 - 73.0%	25 21.7%	1 0.9%	3 2.6%	26 22.6%	11 9.6%	8 7.0%	3 2.6%
	50～59歳	144 - 77.1%	14 9.7%	4 2.8%	5 3.5%	46 31.9%	20 13.9%	4 2.8%	3 2.1%
	60～69歳	207 - 71.0%	6 2.9%	19 9.2%	12 5.8%	65 31.4%	46 22.2%	9 4.3%	2 1.0%
	70歳以上	319 - 59.6%	8 2.5%	88 27.6%	30 9.4%	129 40.4%	123 38.6%	6 1.9%	9 2.8%
	無回答	4 - 75.0%	- -	- -	- -	1 25.0%	- -	1 25.0%	- -

〈資料〉平成30年度第1回札幌市市民意識調査

図10 地域の方と身近に交流・ふれあいができる機会があると感じていない理由【複数回答】

上段：実数/下段：% N=		住んでいる地域 で交流・ふれあ いの機会がない	参加したいと思える 交流・ふれあいの機 会がない	交流・ふれあいの機 会に関する情報や案 内を耳にしない	交流・ふれあいの 機会がイメージでき ない	その他	無回答
対象者全体		1,207 - 29.9%	580 48.1%	336 27.8%	309 25.6%	108 8.9%	43 3.6%
性別	男性	534 - 31.5%	266 49.8%	165 30.9%	137 25.7%	44 8.2%	21 3.9%
	女性	663 - 29.0%	312 47.1%	170 25.6%	167 25.2%	63 9.5%	22 3.3%
	無回答	10 - 10.0%	2 20.0%	1 10.0%	5 50.0%	1 10.0%	- -
年齢	29歳以下	132 - 31.8%	59 44.7%	52 39.4%	41 31.1%	3 2.3%	2 1.5%
	30～39歳	130 - 30.8%	55 42.3%	46 35.4%	29 22.3%	15 11.5%	3 2.3%
	40～49歳	219 - 26.0%	106 48.4%	73 33.3%	47 21.5%	18 8.2%	3 1.4%
	50～59歳	232 - 28.4%	102 44.0%	59 25.4%	61 26.3%	24 10.3%	11 4.7%
	60～69歳	288 - 30.6%	161 55.9%	56 19.4%	77 26.7%	24 8.3%	12 4.2%
	70歳以上	197 - 33.5%	94 47.7%	49 24.9%	51 25.9%	23 11.7%	12 6.1%
	無回答	9 - 22.2%	3 33.3%	1 11.1%	3 33.3%	1 11.1%	- -

〈資料〉平成30年度第1回札幌市市民意識調査

**【第2期の評価】**

- 市民意識調査の結果から、身近に交流の機会があると感じている人の割合が増加しているものの、身近に機会や情報がない方もいる。
- 地域活動の場の整備数は、既存の活動場所（地区会館等）の改修や新たな場の整備などにより、目標に対して堅調に推移しているものの、市民まちづくり活動団体アンケートの結果では、活動場所の確保やその情報提供に対するニーズは高い。
- まちづくりセンターが支援した地域活動件数は、堅調に推移している。

**～第3期に向けて踏まえるべき視点～**

- 地域コミュニティの活性化を促進するため、引き続き地域交流活動を促進
- 地域活動の場の整備・創出とあわせて、既存の活動の場の活用促進に向けた効果的な情報発信
- まちづくりセンターにおける地域活動支援について、地域課題の解決のため、引き続き支援を実施

## 基本目標4『連携』 多様な活動主体間の連携の促進

### 【取組状況】

市民まちづくり活動団体と町内会のマッチングや情報共有の促進など、団体間のネットワーク化に向けた支援を行ったほか、「さっぽろまちづくりパートナー協定」締結企業の活動を市民に紹介するなど、企業の社会貢献活動の促進に向けた取組を行いました。

また、複雑・多様化する地域課題に対し、市民まちづくり活動を行う異種団体の連携を促進するため、ワークショップを開催して地域課題を共有するなど、連携の機会創出やコーディネートする人材の育成などを行いました。

### ■成果指標

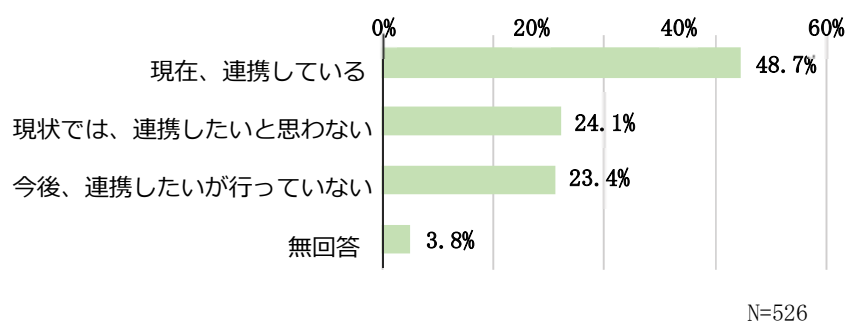
成果指標項目		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度 (目標値)	単位
連携している市民まちづくり活動団体割合	※1	59.6	—	—	62.8	—	48.7	70.0	%
市と協定締結している企業数	※2	341	497	576	902	917	—	400	件
異種団体と連携している市民まちづくり活動団体の割合	※3	33.1	—	—	46.2	—	42.6	40.0	%

※1、3:札幌市市民まちづくり活動団体アンケート ※2:札幌市市民自治推進室調べ

市民まちづくり活動団体向けのアンケートによると、成果指標である『異種団体と連携している市民まちづくり活動団体の割合』は、目標値を上回っているものの、『連携している市民まちづくり活動団体の割合』は、目標を達成できていません。ただ、「現状において連携したいが行っていない」と回答した団体も23.4%みられ、「現状、連携している」と回答した団体の割合48.7%と合わせると、目標値の70%に達する状況です。また、平成30年7月に実施した市民まちづくり活動団体によるワークショップにおいても、「他の団体等と自由に情報交換や交流を行える場」や「団体間を繋ぐコーディネーター」の必要性が指摘されており、市民まちづく活動団体の連携を促進するための機会づくりや支援が求められています。

『市と協定締結している企業数』の成果指標では、目標値を大きく上回り堅調に推移しています。引き続き、企業の持つ施設や人材などの資源を活用し、市と複数分野のまちづくりに連携・協力しながら取り組んでいく「さっぽろまちづくりパートナー協定」や、各局区の施策・事業を企業の協力等により進めていく個別協定締結などで、幅広いまちづくりの分野において企業と市の協力関係を構築し、市民まちづくり活動を促進していく必要があります。

図 11 市民まちづくり活動において、他の団体等と連携している、または連携したいか



〈資料〉平成30年度 札幌市市民まちづくり活動団体アンケート調査

### 【第2期の評価】

- アンケート結果より、市民まちづくり活動団体は多様な団体との連携を望んでいる。
- 市と企業の協定締結数は、目標値を大きく上回り堅調に推移している。

### ～第3期に向けて踏まえるべき視点～

- 各団体が持つそれぞれの強みを活かし相乗効果を発揮することで、複雑・多様化する地域課題を解決できるよう、団体間の連携のきっかけとなる機会の創出、団体の連携を促進するコーディネートやコミュニケーション能力を持った人材の育成
- 市民まちづくり活動の取組を活性化させるため、引き続き、企業の社会貢献活動を促進



## 第4章 第3期基本計画の概要

### 第1 策定にあたって踏まえるべき事項

#### 1 市民まちづくり活動の必要性を市民に理解してもらい、共有できる工夫を

本計画は、札幌市の市民まちづくり活動の促進に関する支援施策を総合的かつ計画的に実施、推進していくために、市が取り組む施策・事業などを体系的にまとめた「行政計画」という側面を有すると同時に、市民まちづくり活動の主体が市民であることを踏まえると、市民一人ひとりをはじめ、市民まちづくり活動に取り組む団体も含め、広く市民と共有できる「市民計画」である必要があります。

このため、検討過程においては、市民まちづくり活動団体に対するアンケートや市民まちづくり活動団体・市民を対象としたワークショップを実施し、幅広い市民意見の集約に努め、その結果なども踏まえて、今後、重点的に取り組むべき課題を明らかにしてきたところです。

計画の策定にあたり、市民まちづくり活動の必要性と計画の内容を市民に理解してもらうことが重要です。そのために、市民の目線に立ち、施策体系など構成の見直しや極力一般的な言葉遣い、注釈などの活用により、市民にわかりやすい、浸透しやすい内容とすることが大切と考えます。また、計画の周知にあたっては、わかりやすい概要版を作成するなど、より多くの市民に共有されるように努める必要があります。

#### 2 「市民自治によるまちづくり」に向け、市民が自然と主役になれる意識醸成を

本計画の究極の目標は、自治基本条例の基本理念に定める「市民自治によるまちづくり」の実現です。このためには、市民の「まちづくり活動」に対する「理解・関心」の形成にとどまらず、それを「参加」という具体的な行動に、さらには市民一人ひとりがまちづくり活動の主体・担い手であることの「実感」につなげていくことが大切です。

しかしながら、第3章でも触れたとおり、市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合は目標を上回る高い割合で推移しているものの、活動の種類別にみると、一部の活動を除き、参加割合が低い活動もみられます。市民を取り巻く状況はさまざまであることから、これらの市民が活動に「参加」し、「実感」につなげていくためには、なお改善の余地があることがうかがえました。

第3期基本計画の策定にあたっては、既にまちづくり活動を行っている団体や市民が今後も安定的に活動を継続できるよう、抱えている課題の解決に向けた支援の充実はもちろんのこと、これと並行して、市民それぞれが置かれている状況に応じた多様な参加機会や参加手法の創出など



を通じて、市民がまちづくりの主役であることを実感できるよう意識の醸成を図っていくことが必要です。

### 3 市民まちづくり活動への支援によるSDGsの推進

平成27年9月に国連サミットで「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）」が定められました。

SDGsは、経済、社会及び環境の持続可能な開発の三側面を統合する施策の推進により、それぞれの課題の同時解決を目指すものであり、札幌市でも平成30年6月に「SDGs未来都市」に選定されたほか、各種計画への反映や実践等、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでいます。

市民まちづくり活動は、SDGsの行動計画に関連する項目が多く、これらの関連する活動への参加を促進することや活動する団体の運営を支援していくことで、SDGsの達成に繋がっていきます。



【持続可能な開発目標(SDGs)、通称「グローバル・ゴールズ」】

### 4 まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性

札幌市のまちづくりの新たな基本指針として策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25（2013）年度～平成34（2022）年度）」では、10年間の集中的な施策展開の一つとして「暮らし・コミュニティ」を位置付け、複雑・多様化する地域課題の解決に向けてまちづくり活動に対する支援の充実を図っていくこととしています。

本計画の策定にあたっては、まちづくり戦略ビジョンの趣旨を十分に踏まえるとともに、市民まちづくり活動に関連する各分野の部門別計画との整合性の確保にも留意する必要があります。

## 第2 第3期基本計画の方向性

第3章で検討した基本目標1～4の評価等の結果、この中には相互に関連、重複する課題も含まれることから、これらを整理・分類すると、課題は以下の3つに集約されます。

また、課題の整理をふまえ、第3期基本計画の基本目標を3項目にまとめました。

### 1 市民まちづくり活動に対する市民の理解促進と幅広い分野への参加の促進

自治基本条例に掲げる「市民自治によるまちづくり」を実現していくためには、これまで以上に取組の裾野を広げ、より多くの市民のまちづくり活動への参加を促進していくことが重要です。

そのためには、「市民まちづくり活動」の具体的内容や参加する目的を普及・啓発していくとともに、様々な形で「市民まちづくり活動」への参加の機会を提供する必要があります。

また、近年の大規模な自然災害をはじめ、地域課題が複雑・多様化しており、行政のみでは対応が困難な課題が増加してきているため、地域の互助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティを活性化させる必要があります。

### 2 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

市民まちづくり活動団体の活動の場と各種支援を行う拠点施設（市民活動サポートセンターやまちづくりセンターなど）については、活動を行うための相談対応や研修・講座の開催のほか、地域課題に関する情報収集や提供を行っています。しかし、今後、人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、市民まちづくり活動が安定・継続的に行われていくには、拠点施設のさらなる機能強化と地域への浸透を図っていくとともに、民間施設も含め、効果的な情報発信などの既存の場の有効活用に向け取り組んで行くことが求められています。

また、市民まちづくり活動の恒常的な問題とされる人材育成、活動資金、活動場所の情報を提供していく施策の展開や仕組みづくりを通じて、各団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化を図っていく必要があります。

### 3 市民まちづくり活動団体間の連携の促進

市内では多種多様な市民まちづくり活動団体が活動を行っています。時代やニーズの変化を背景に複雑・多様化する課題に的確に対応していくためには、これらの団体間のネットワーク化を図るための機会の創出や、多様な団体間をコーディネートしていくことが重要です。

また、地域のまちづくり活動を推進していくために、企業の社会貢献活動を促進する視点も重要であり、そのための情報発信や支援が必要となっています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

付属資料

## 【基本目標ごとの評価のまとめ】

### 第2期の評価等（第3期に向けて踏まえるべき視点）

#### 基本目標1『参加』 より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

- 市民まちづくり活動の必要性について理解を促進するための取り組み
- 幅広い市民まちづくり活動への参加を促進するためのより適切な情報の発信
- 地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組

#### 基本目標2『向上』 団体の運営基盤の強化と社会課題の解決能力の向上

- 市民まちづくり活動団体が安定した運営を行うための拠点施設を中心とした継続支援
- 人材育成・活動資金・活動場所などニーズが高い分野における、市民まちづくり活動団体の運営体制強化に向けた支援

#### 基本目標3『交流』 身近な地域における場と交流機会の創出

- 地域コミュニティの活性化を促進するため、引き続き地域交流活動を促進
- 地域活動の場の整備・創出とあわせて、既存の活動の場の活用促進に向けた効果的な情報発信
- まちづくりセンターにおける地域活動支援について、地域課題の解決のため、引き続き支援を実施

#### 基本目標4『連携』 多様な活動主体間の連携の促進

- 各団体が持つそれぞれの強みを活かし相乗効果を発揮することで、複雑・多様化する地域課題を解決できるよう、団体間の連携のきっかけとなる機会の創出、団体の連携を促進するコーディネーターやコミュニケーション能力を持った人材の育成
- 市民まちづくり活動の取組を活性化させるため、引き続き、企業の社会貢献活動を促進

## 第3期基本計画の方向性

### 1 市民まちづくり活動に対する市民の理解促進と幅広い分野への参加の促進

- ・活動に参加する目的の普及・啓発と、様々な形で活動への参加機会の創出
- ・地域の互助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティの活性化

### 2 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

- ・拠点施設のさらなる運営強化と、既存の場の有効活用
- ・団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化

### 3 市民まちづくり活動団体間の連携の促進

- ・団体間のネットワーク化を図るための機会の創出
- ・企業における社会貢献活動の促進

## 札幌市まちづくり戦略ビジョン

### 目指すべき都市像

- 北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち
- 互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち

### 社会情勢

- 高齢化の急速な進行
- 社会的孤立の顕在化
- 複雑・多様化する地域課題

### 戦略的に取り組むべきテーマ 暮らし・コミュニティ

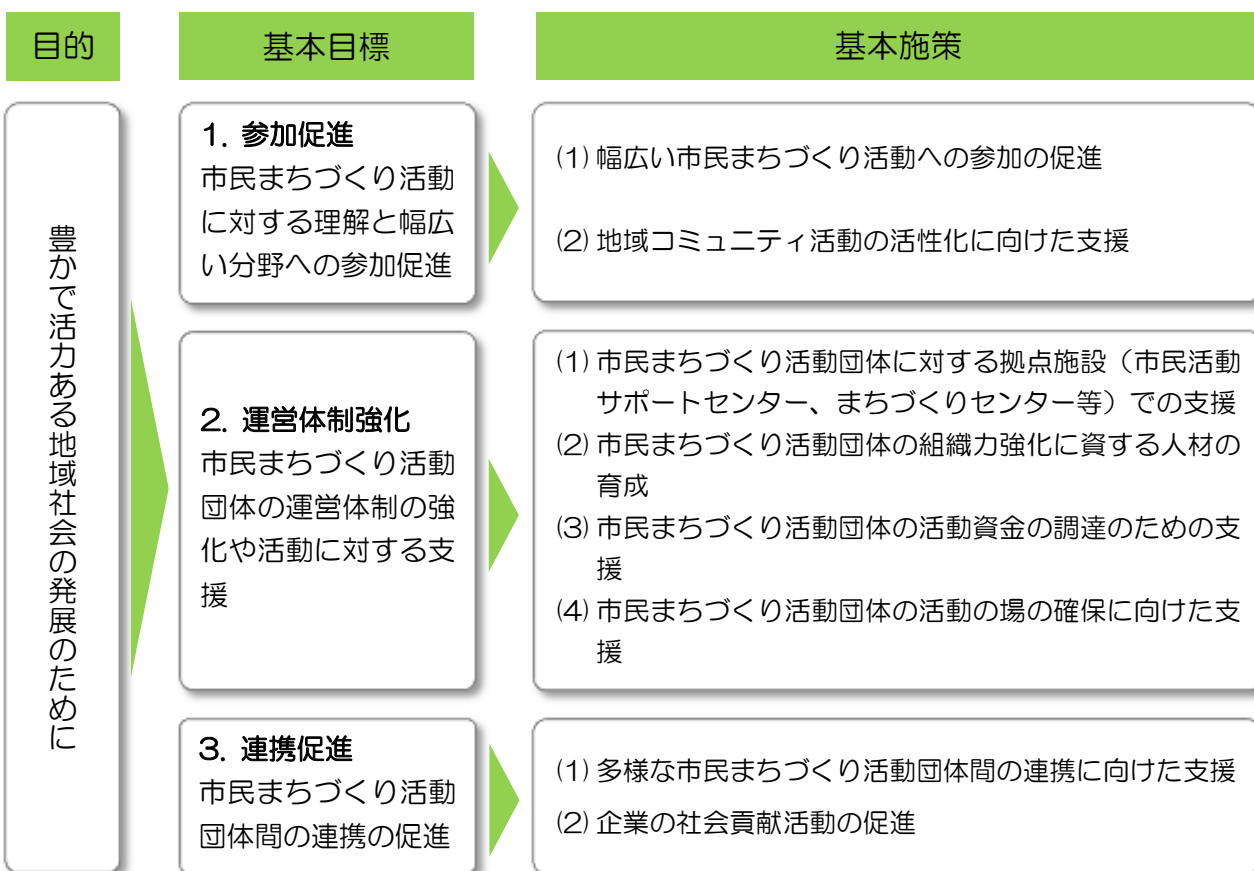
- 地域コミュニティの活性化
- 地域のまちづくり活動の担い手育成
- 活動主体同士の連携による地域資源の創出・活用

### 第3 第3期基本計画の構成

#### 1 第3期基本計画の体系

この基本計画は、1ページで述べたとおり、促進条例の目的実現に向け、同条例の規定に基づき策定されるものです。そのため、同条例の目的である「豊かで活力ある地域社会の発展のために」を基本計画の目的とします。

また、第2（21～24ページ）でまとめた3つの方向性を基本目標に位置付け、各基本目標の達成に必要な基本施策を体系化しました。



#### 2 成果指標と参考指標

施策の効果を測定し、効果的な取組を進めるため、成果指標を設定します。活動の内容や主体が多岐に渡る市民まちづくり活動を単一の指標で測定することは困難なため、関連する複数の指標を用います。

**基本目標1 参加促進 ～市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加の促進**

札幌市自治基本条例において、市民は、まちづくりの主体であり、市民相互の理解及び協力でまちづくりを進めることを基本としています。私たちのまちを住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが市民まちづくり活動の必要性を理解し、積極的に活動に参加していくことが大切です。

そこで、活動に参加する必要性と、市民まちづくり活動の具体的な内容を理解してもらい、活動への参加の機運を醸成する取組を進めます。

また、より多くの市民が活動できるよう、様々な生活スタイルや状況に応じた幅広い分野への参加を促す機会を創出し、適切な手段による情報提供を行います。

さらに、身近な地域における良好なコミュニティの形成のため、地域にとって重要な存在である町内会など、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を継続して進めます。

**【成果指標】**

把握事項	指標	2017/2018年度実績	2023年度目標
参加状況	市民まちづくり活動に参加している人の割合	83.1% (2017年度)	95.0%
町内会加入状況	町内会の加入率	70.26% (2018年度)	71.00%

**【基本施策】****1-1 幅広い市民まちづくり活動への参加の促進**

市民まちづくり活動の必要性を市民に普及・啓発し、市民まちづくり活動の意義を理解してもらうとともに、より多くの市民が幅広く活動に参加できるよう取組を進めます。

そのためには、市民により適切に情報を伝えていく必要があるため、さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト（まちさぼ）の情報コンテンツを充実させるとともに市ホームページ等を通じ、多様な参加機会や活動に関する情報を発信していきます。また「市民まちづくり活動」に取り組んでいる町内会やNPO、企業の社会貢献活動など様々な主体による活動内容に関する情報を発信します。それらの情報が市民に伝わり、日常生活の中で意識され、さらにはこれら団体と顔が見える関係性を築き、参加の機運が醸成されることを目指します。

また、多様な参加機会の一つとして、健康や時間などの事情で実際に活動を行うことが難しい



市民や、社会貢献活動の意向のある企業等には、寄付を通じたまちづくり活動への間接的な参加方法を引き続き紹介していきます。

<主な事業>

事業名	事業概要
市民活動サポートセンター運営管理（情報発信、参加啓発）	市民まちづくり活動団体の活動の広報及び理解促進を目的として、情報誌の作成やメールマガジンを送付するとともに、ホームページやフェイスブック、さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト（まちさぼ）などにより、情報発信を行い、市民まちづくり活動に対する理解を促進する事業や、市民活動を紹介するイベントなどを実施します。
市民まちづくり活動促進総合事業（さぽーとほっと基金）	市民の寄付文化を醸成するため、さぽーとほっと基金の制度の周知に努めます。また、気軽に寄付を行える環境を整備するため、クリック募金の整備や寄付付き商品の拡充などを通じて、市民まちづくり活動に参加する機会を創出します。
地域まちづくり人材育成（市民まちづくり活動体験）	市民に市民まちづくり活動を直接理解してもらい、体験できる機会を提供するため、NPO や任意団体などが行う活動への体験事業を実施するとともに、活動意欲を高める情報提供を実施します。
地域子育て支援事業（子育てサロン等）	地域と一体となった子育て支援を展開するため、地域の子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行います。

1-2 地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援

平成 23 年に起きた東日本大震災を契機に、防災や震災後の被災者に対する支援などの観点から地域コミュニティの重要性が再認識される中、平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震により、その認識がますます高まっています。また、今後見込まれる人口減少や少子高齢化により更なる課題やニーズの増加が想定される中、地域のまちづくりを担う重要な団体の一つである町内会をはじめとした地域コミュニティ団体<sup>6</sup>の活動の活性化に向けた取組が必要です。具体的には、町内会活動への参加を促すため、各種媒体（CM・SNS・Youtube・リーフレットなど）により運営方法やイベント・交流事業など日頃の活動内容について広報していくとともに、より幅広い層へ手軽に情報を届けるため、効果的な伝達手法について検討するなど、町内会活動の見える化

<sup>6</sup>地域コミュニティ団体とは、町内会・商店街・PTA・マンション管理組合など、地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体のうち地縁的な様相の大きい団体をいいます。



の取組により、地域住民への幅広い層に対して情報提供を進めていきます。

また、身近な生活圏域を範囲とした小規模なコミュニティエリアを形成し、地域に必要な機能を集約することで、異なる施設を利用していた多様な市民の交流を創出するとともに、多世代交流など利用者同士の交流により、地域コミュニティの活性化を図っていきます。

なお、地域課題は各々の団体で異なることから、各々の実情に応じたより適切な支援を進めていきます。

### <主な事業>

事業名	事業概要
地区防災計画モデル 地区事業	地域防災力の底上げを目的に、地区防災計画の作成と計画に基づく防災活動の実施、活動を踏まえた計画の見直しなど継続的な取組となるよう支援します。また、その過程において、ワークショップ等の実施によって地域住民の防災活動への参加機会を提供し、地域の防災意識を醸成します。
町内会活動総合支援 事業	町内会加入世帯数の増加を図るため、町内会活動の意義や重要性のPR、地域の活動に関する情報発信、町内会が抱える課題などに応じた支援などを実施していきます。
次世代の活動の担い 手育成事業	地域のまちづくり活動への子ども、若者等の参加の底上げを図るため、世代に応じた体験、研修などを実施し、次世代を担う子ども達への市民まちづくり活動への参加機会を提供するとともに、次世代の地域活動の担い手を育成する事業を実施します。
未来へつなぐ笑顔の まちづくり活動推進 事業	心豊かで明るいさっぽろの未来を築くため、様々な事業を通じて、区や地域の特性を生かした市民主体のまちづくり活動を支援する「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」において、まちづくりセンターの所管地域単位で行われる地域の特性や個性を生かした事業を実施します。
福祉のまち推進事業	だれもが安心して暮らせる地域社会をつくるため、概ね連合町内会を単位として市内89か所に設置されている「地区福祉のまち推進センター」において、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て家庭などに対して、日々の安否確認や日常的な手助けなど地域ぐるみで行う援助活動を推進し、幅広い市民の福祉活動への参加を促します。

## 基本目標2 運営体制強化 ～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

市民まちづくり活動を行う団体において重要な運営資源である人材の確保や活動資金の調達のほか、団体運営や事業を行うための活動の場の確保と合わせ、運営体制の強化に対する支援を引き続き行っていきます。

また、これらの支援にあたっては、拠点施設（市民活動サポートセンター、まちづくりセンター等）における各種相談対応や各種情報提供などの取組も継続していきます。

### 【成果指標】

把握事項	指標	2017年度実績	2023年度目標
団体登録数	まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数	2,758	3,000

### 【基本施策】

#### 2-1 市民まちづくり活動団体に対する拠点施設（市民活動サポートセンター、まちづくりセンター等）での支援

地域のまちづくりの中核を担っている町内会をはじめとした地域コミュニティ団体やボランティア団体、活動の広がりを見せているNPOなどが安定した運営を行えるよう、市内中心部の拠点施設である市民活動サポートセンターでは、事業運営に関する相談支援やニーズ等をとらえた情報提供などの支援を引き続き行います。今後も引き続き、団体の課題である人材、活動資金などの確保のための各種研修・講義や情報提供も含めて総合的な支援に取り組みます。

また、市内87カ所にあるまちづくりセンターでは、町内会などへの情報提供や、市民の活動への参加支援など、地域の実情に沿った支援を行います。

### <主な事業>

事業名	事業概要
市民活動サポートセンター運営管理（拠点施設における支援）【再掲】	市民まちづくり活動団体の活動を総合的に支援するため、活動のための相談業務や活動に取り組みたい市民からの相談対応を実施します。併せて、活動に関する情報提供や貸し事務ブースや打ち合わせスペースの提供などを実施します。
市民まちづくり活動促進総合事業（市民活動プラザ星園）【再掲】	市民まちづくり活動を促進するため、市民まちづくり活動団体向けの貸事務所、貸会議室、交流スペースなどを提供します。

事業名	事業概要
まちづくりセンターによる支援	まちづくりのコーディネーターとして、地域の方々と連携しながら、さまざまなまちづくり活動を推進します。また、地域の課題解決やコミュニティの活性化、情報提供、ネットワークづくりに向けた取組を進めていきます。

## 2-2 市民まちづくり活動団体の組織力強化に資する人材の育成

市民まちづくり活動において複雑・多様化する課題に対応できる人材を育成し、市民まちづくり活動団体の組織力・運営能力を高めるために、団体の活動を担う人材や複雑・多様化する課題に対応できる人材、次期リーダーとなり得る人材等の育成を進める機会の創出や支援を引き続き行います。

### <主な事業>

事業名	事業概要
地域まちづくり人材育成事業【再掲】	地域の多様な活動主体による地域課題の解決を促進するため、課題を共有し、共感を得ながら地域住民の知恵と参加や支援を引き出し、社会課題の解決に取り組む人材を育成します。また、市民まちづくり活動団体の抱える課題解決のためのワークショップなどを開催します。
次世代の活動の担い手育成事業【再掲】	地域のまちづくり活動への子ども、若者等の参加の底上げを図るため、世代に応じた体験、研修などを実施し、次世代の地域活動の担い手を育成します。
生涯学習センターを拠点としたさっぽろ市民カレッジの実施	生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供する「さっぽろ市民カレッジ」を実施し、学んだ成果を生かして、まちづくりに主体的に参画できる市民を育みます。

## 2-3 市民まちづくり活動団体の活動資金の調達のための支援

市民の寄付を通じたまちづくりへの参加を進めることとあわせ、助成金の活用促進に向けた取組を進めていきます。

また、団体における資金調達の一助となるため、町内会や任意団体なども含め、広く地域に密着した活動を行う団体を対象とするさぽーとほっと基金や、認定NPO法人制度などの各種制度を活用し、さまざまな団体が活動資金の調達や運営基盤の強化を進めることができるよう、情報提供や相談対応など制度活用のため支援も継続して行います。

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
付属資料

<主な事業>

事業名	事業概要
市民まちづくり活動促進総合事業(さぽーとほっと基金)【再掲】	市民や事業者からの寄付をもとに、町内会やボランティア団体、NPO等が行う市民まちづくり活動に助成することで、市民まちづくり活動団体に対して必要な財政的支援を行います。
市民活動サポートセンター運営管理(活動資金の調達)【再掲】	市民まちづくり活動団体の運営基盤の強化を目的として、各種会計、資金調達など実務能力向上につながる研修機会を実施します。また、メールマガジンを通じて、各種助成金の情報を提供します。
地域福祉振興助成金	地域福祉の振興に資する活動を行うボランティア団体や非営利の民間団体に対して、活動費の一部を助成します。

2-4 市民まちづくり活動団体の活動の場の確保に向けた支援

団体が活動するための場の整備を支援するため、市民集会施設の建築費などに対する補助や小学校の改築等に合わせて地域交流施設やまちづくりセンターを併設するとともに、地域の遊休スペース等を活用して新たな活動の場の整備を進めていきます。また、既存施設を含めて貸室や活動場所の情報提供を引き続き行います。

<主な事業>

事業名	事業概要
市民集会施設建築費補助事業	町内会等の活動の場を確保するため、町内会等が市民集会施設を新築、改修、借上げする場合等に、その費用の補助や融資のあっせんを行います。
小学校併設地域交流施設整備事業	地域の多世代交流を促進するため、小学校の改築等に合わせ地域交流施設、まちづくりセンターを併設します。また、更新時期が小学校改築等の時期に合わないまちづくりセンター・地区会館には老朽化対策を行います。
新たな活動の場創設支援事業	地域資源を再活用し、地域活動の活発化を図るため、市民から活動の企画を募集し、審査の上、企業や地域の遊休スペース等を新たな活動の場として利用できるよう、活動の体制づくり支援と、整備・改修を支援します。

### 基本目標3 連携促進 ～市民まちづくり活動団体間の連携の促進

地域においては町内会やボランティア団体、NPO、企業・商店街、学校、PTA、子ども会、消防団、福祉のまち推進センターなど、さまざまな団体や組織があり、地域社会の一員としての役割を担っています。複雑・多様化する地域課題に対し、町内会やNPO、企業などの団体が連携しながら解決できる環境づくりを進めるため、まず、団体同士が連携するきっかけとなるような機会や支援を拡充していきます。

また、団体における課題の解決のため、NPO や企業等が有するノウハウを活かす支援を進めていきます。

#### 【成果指標】

把握事項	指標	2017/2018 年度 実績	2023 目標
連携団体数	連携している市民まちづくり活動 団体の割合	48.7% (2018 年度)	70.0%
企業参加活動数	企業のまちづくり活動への参加数 (のべ)	14,088 社 (2017 年度)	20,700 社

#### 【基本施策】

##### 3-1 多様な市民まちづくり活動団体間の連携に向けた支援

市内には数多くの市民まちづくり活動団体があり、活動内容や課題、ノウハウ等がそれぞれ異なります。団体間で連携していくためには、まず、さまざまな団体がどのような活動を行っており、どのように進めているかなどについて互いに知る必要があります。

そのため、まちづくり活動に取り組む各種団体の活動内容等を共有し、団体同士が知り合えるきっかけとなる交流機会を創出します。あわせて、具体的な連携事例とその成果なども見せていきます。

また、NPO が有するノウハウや強みを生かし、地域活動団体における課題を解決するために、両者の連携を支援するほか、マッチング支援の取組を引き続き進めます。

#### 【主な事業】

事業名	事業概要
NPO による地域ネットワーク事業	様々な活動主体の連携による地域づくりの仕組みを構築するため、地域にネットワークを持つ NPO と町内会との連携事業を補助するほか、NPO と地域とのマッチング支援を行います。

事業名	事業概要
市民活動サポートセンター運営管理（団体間の連携支援）【再掲】	市民まちづくり活動団体による交流や情報交換を目的として、交流サロンを月に一度定期的を実施するほか、企画ワークショップなどを通じて団体間の連携、マッチングを進めます。
地域商店街支援費	地域コミュニティの担い手である商店街の新たな役割や可能性の発見と、地域課題解決のアイデアを創出する「場」を構築することを目的に、商店街と多様な地域団体等（町内会、NPO、大学及び民間事業者等の団体や地域で活動している個人等）の連携による地域課題の解決に向けた取組の企画・実施に対し、支援を行います。

### 3-2 企業の社会貢献活動の促進

多くの企業において、顧客や地域住民などの信頼を獲得するため様々な社会貢献活動が行われていることから、より一層企業のまちづくり活動を促進するための環境や制度の整備を進めていきます。

また、さっぽろまちづくりパートナー協定の締結などにより、企業と札幌市が連携・協力し、まちづくりに取り組むほか、NPOや地域まちづくり団体等が行うまちづくり活動と企業が連携・協力し、市民力を結集したまちづくりに取り組んでいきます。

#### <主な事業>

事業名	事業概要
企業による市民活動促進事業	企業のまちづくり活動への参加を促進するため、まちづくり活動の情報を効果的に発信することで、企業にとって参加しやすい環境を整えます。また、認証制度を開始し、企業の価値向上に繋がるような支援を行います。
さっぽろまちづくりパートナー協定	企業と札幌市が協力して包括的にまちづくりに取り組むことを定める「さっぽろまちづくりパートナー協定」について、締結企業の活動を広く市民に周知することで、企業の意欲を喚起し、まちづくり活動への参加を促進します。



## 第6章 計画の推進にあたって

### 第1 進捗管理

#### 1 成果指標と事業実施状況の確認

3つの基本目標ごとに設定した成果指標の情報を適宜収集して取りまとめるとともに、本基本計画に位置付けた事業の所管部局等に実施状況を照会し、基本計画の進捗を把握します。なお、今後は、総合計画の最上位にあたる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を実現するための中期実施計画であるアクションプランが更新時期を迎えているため、記載している事業内容が変更となる場合がありますが、基本計画の進捗状況の中で把握していきます。

また、このほかに、施策の効果的な推進のために必要な事項については随時情報収集に努めます。

#### 2 市民まちづくり活動促進テーブルの活用

把握した成果指標及び計画事業の実施状況については、PDCA サイクルの一環として、毎年度、附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルに報告し、実施方法や効果的な進め方について意見を聞き、事業の改善に役立てます。なお、報告した資料は、市民まちづくり活動促進テーブルのホームページに掲載します。

#### 3 計画の見直し

この基本計画の計画期間は平成31年度から5年間を想定していますが、急激な社会状況や札幌市の施策等により、市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聞きながら、必要に応じて見直しをできることとします。

### 第2 推進体制

#### 1 庁内連携による事業推進

これまで、地域のまちづくり活動の中核的役割を担ってきた町内会などの地域団体に対しては、区役所・まちづくりセンターが中心となって密接な関係を築いてきました。

一方、新たな担い手であるNPO、企業による活動については、環境や保健福祉、子どもなど、それぞれの専門的な活動分野に応じ、当該分野を所管する部局が関連する場合も少なくなく、地域の多様な担い手が連携した取組などへの対応に際しては、これら所管部局の情報共有と連携が重要となってきます。

また、社会情勢の変化に伴い地域課題が複雑・多様化する中で、自発的な市民まちづくり活動だけでは解決できない課題や、行政の既存の支援制度や事業では対応が困難な課題、さらには部

局複合的な課題なども顕在化してきています。

このため、基本計画の推進にあたっては、地域が抱える課題等を速やかに関係部局間で共有し、対策等について協議、検討していきます。

## 2 関係機関等との連携

北海道全域の NPO 法人の認証・認定事務及び市民活動に対する支援を行う北海道庁や、まちづくり活動団体に対する支援を行う公益的団体、中間支援組織、教育機関、企業や経営者の団体などとも適切な役割分担と協力関係の構築を進めていきます。



# 付属資料

## ◆ 成果指標一覧表

### 基本目標1 参加促進 ～市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加促進

把握事項	指標	2017/2018 年度実績	2023 年度 目標	設定理由
参加状況	市民まちづくり活動に参加している人の割合	83.1% (2017 年度)	95.0%	市民の市民まちづくり活動への参加状況を示す数値であるため
町内会加入状況	町内会の加入率	70.26% (2018 年度)	71%	地域コミュニティ活動の中核的な団体である町内会の加入状況は、地域コミュニティ活動の活性化を示す数値であるため

### 基本目標2 運営体制強化 ～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

把握事項	指標	2017 年度 実績	2023 年度 目標	設定理由
団体登録数	まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数	2,758 団体	3,000 団体	①市民活動サポートセンター登録団体、②さぽーとほっと基金登録団体、③認証しているNPO法人数を統合したまちづくり活動情報サポートサイトの登録団体数を把握することで、団体への人材育成や財務面における支援などの総合的な結果として運営体制の強化がなされたことを示す数値であるため

### 基本目標3 連携促進 ～市民まちづくり活動団体間の連携の促進

把握事項	指標	2017/2018 年度実績	2023 年度 目標	設定理由
連携団体数	連携している市民まちづくり活動団体の割合	48.7% (2018 年度)	70.0%	市民まちづくり活動団体の連携状況を示す数値であるため
企業参加活動数	企業のまちづくり活動への参加数 (のべ)	14,088 社 (2017 年度)	20,700 社	企業のまちづくり活動への参加状況を示す数値であるため

## ◆ 第3期基本計画の検討経過

### 第1 市民まちづくり活動促進テーブルにおける審議

第3期基本計画の基本的方向性については、促進条例第7条第3項に基づき、平成30年5月18日に市民まちづくり活動促進テーブルが札幌市長の諮問を受け、5回の検討を行い答申としてまとめました。

年月日	会議名	内容
平成30年5月18日	第1回本部委員会	市長からの諮問 第2期計画の概要確認、振り返り
平成30年7月24日	第1回事業検討部会	各種調査報告 第3期計画見直しの方向性
平成30年8月8日	第2回事業検討部会	各種調査報告 第3期計画の方向性と答申素案の検討
平成30年9月18日	第3回事業検討部会	第3期計画の方向性と答申素案の検討
平成30年9月25日	第2回本部委員会	第3期計画の方向性と答申案の確認
平成30年10月19日	答申手交式	市民まちづくり活動促進テーブルからの答申

### 【市民まちづくり活動促進テーブル 委員名簿】

氏名	職業等	備考
小内 純子	札幌学院大学法学部 教授	本部委員会委員長 事業検討部会長
篠原 岳司	北海道大学大学院教育学研究院 准教授	審査部会
相馬 仁美	イオン北海道株式会社営業本部 エリア推進部環境社会貢献担当部長	事業検討部会
坂 敏弘	札幌商工会議所総務委員会委員長 (勇建設株式会社 代表取締役社長)	審査部会
澤出 桃姫子	日常生活支援あつべつ・たすけ愛ふくろう	事業検討部会
大門 隆司	麻生まちづくり協議会 会長	本部委員会副委員長 事業検討部会
藤江 照代四	札幌ボランティア連絡協議会 理事	審査部会
寺田 昌人	寺田公認会計士事務所 代表	審査部会長
金山 敏憲	札幌大通まちづくり株式会社	事業検討部会
齋藤 寛子	フリーライター	審査部会

※本部委員会は委員全員で構成

## 第2 各種調査の実施

第3期基本計画の検討にあたっては、以下の調査等を実施し参考にしました。

### 1 市民まちづくり活動団体へのアンケート調査

(1) 実施期間 平成30年6月20日～7月4日

(2) 調査対象 市民まちづくり活動団体 2,000団体

(抽出方法 札幌市内にのみ事務所をおく特定非営利活動法人、札幌市市民活動サポートセンター利用登録団体、さぼーとほっと基金登録団体に登録している団体の中から無作為に抽出)

(3) 有効回答数 523件 (25.7%)

(4) 調査内容 市民まちづくり活動団体の現状と課題など

(5) 調査結果

#### ①回答団体の属性

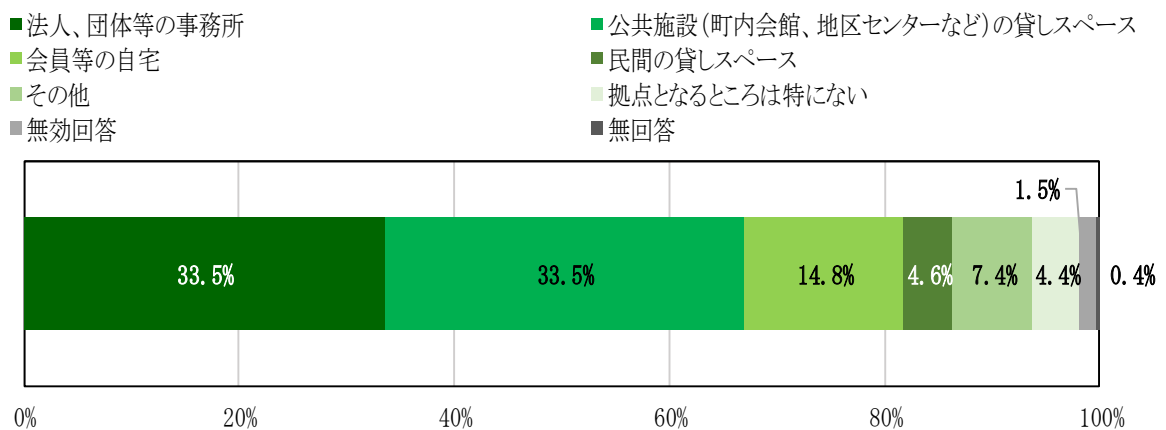
・「任意団体、ボランティア団体、一般社団法人等」が約5割で最も多く、続いて「特定非営利活動法人」「町内会、自治会、消防団体等の地縁団体」となっている。

#### ②主な活動場所

・団体専用の場所（自宅や事務所）、貸しスペース等（公共施設、民間、その他）がそれぞれ約5割となっている（図1）。

・貸しスペース等（公共施設、民間、その他）の活動場所に関する主な情報の入手先は、「市民活動サポートセンターなどのホームページ」が約3割で最も多く、続いて、「その他のホームページ」、「他団体からの情報提供」、「特に入手していない」がそれぞれ約2割となっている。

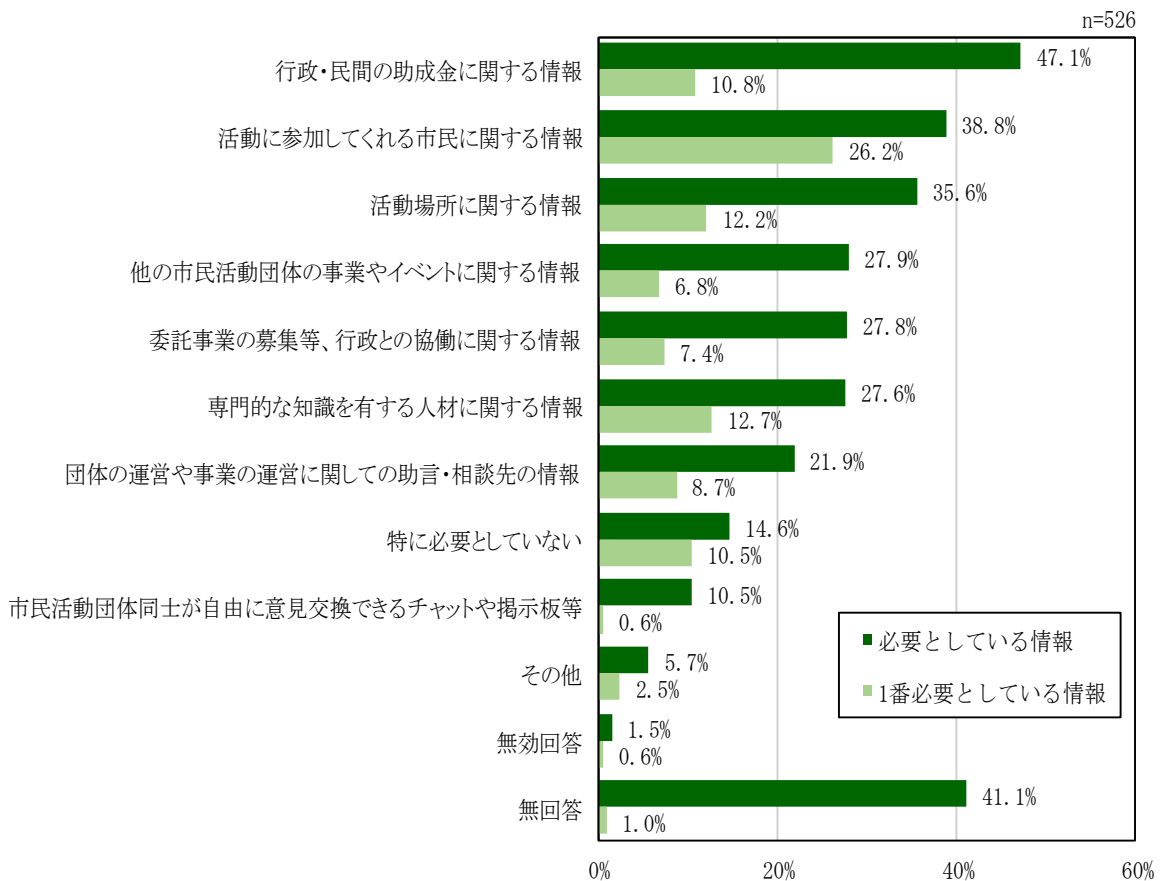
図1 主な活動拠点



### ③必要な情報

- ・必要な情報は、「人材、資金、場所」に関するものが多く、上位3つで選択したものは、「助成金に関する情報」が約5割、「活動に参加してくれる市民に関する情報」、「活動場所に関する情報」が約4割と多くなっている。
- ・また、1番必要としている情報としては、「活動に参加してくれる市民に関する情報」が約3割と最も多い（図2）。
- ・情報の主な入手先は、「市民活動サポートセンターなどのホームページ」が約3割、「その他のホームページ」が約4割となり、インターネットを通じた情報入手が多い。続いて、「他団体からの情報提供」が約4割となっている。

図2 必要な情報【上位3つを選択】



### ④活動における連携

- ・他の団体等と連携している、連携したい団体はあわせて約7割となっている（図3）。
- ・連携している、連携したいと考えている理由は、「ネットワークの構築」「効果的な課題解決」「ノウハウの取得」「活動の理解促進」、「効果的な広報啓発」が4～5割と多い。

- ・連携している、連携したい団体等は、「他の市民活動団体」が約6割、「行政」が約4割、「学校やPTA等、児童会館など」や「社会福祉協議会や福祉のまち推進センター」が約3割と多い（図4）。
- ・他団体等と連携する意向が無い理由は、「連携の必要性を感じないため」が約6割と最も多く、続いて、「現在の事業に集中して取り組みたい」が約4割と多い。

図3 他団体との連携意向

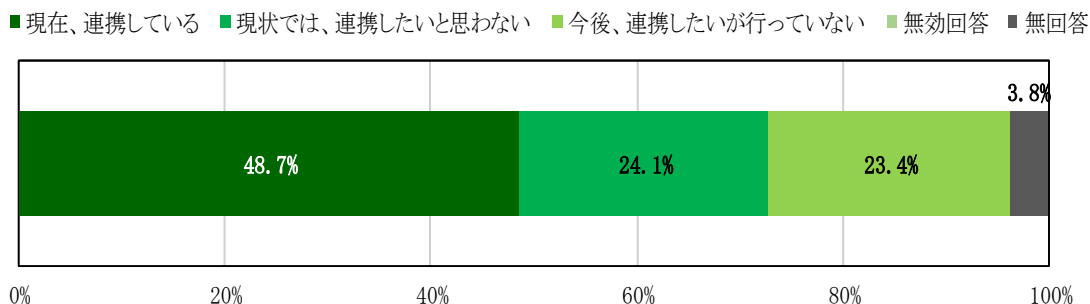
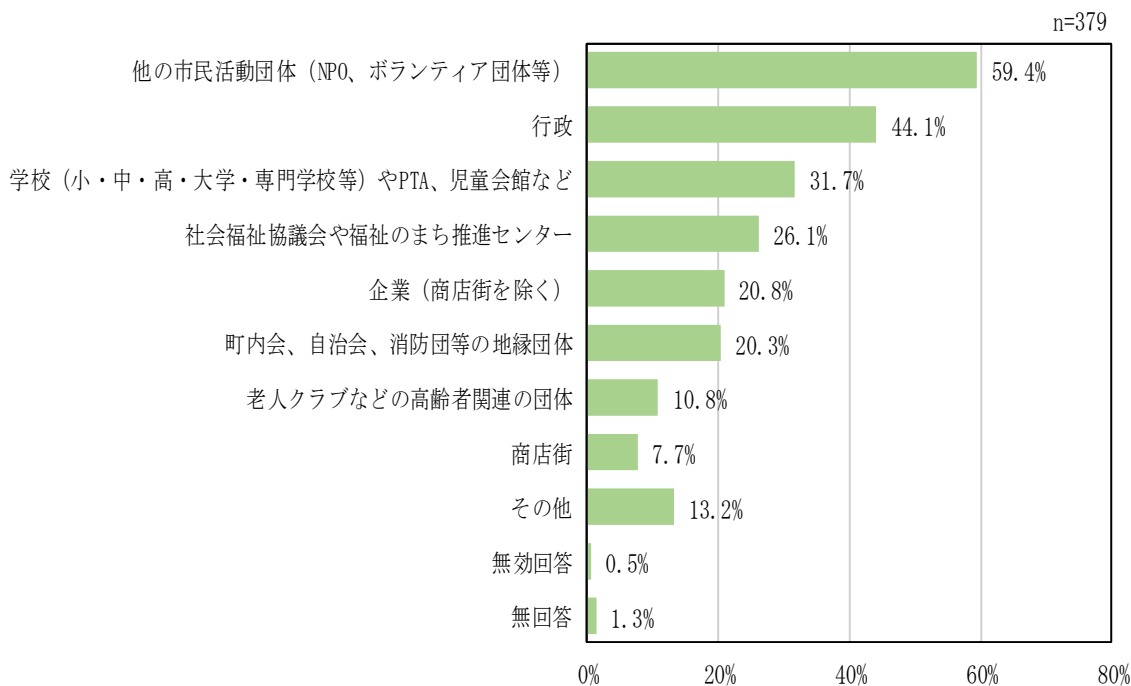


図4 主に連携している団体等



## 2 市民ワークショップ

(1) 実施日時 平成30年7月13日

(2) 参加人数 30人

（抽出方法 「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の18歳以上の男女2,000人に案内文を送付し、申し込みのあった方を選定）

### (3) ワークショップ内容

市民まちづくり活動への参加について意見交換を実施

### (4) ワークショップの結果

#### ①身近な活動（普段、日常的にできるもの）

- ・活動のイメージとして、挨拶などの日常的なコミュニケーションのほか、美化活動、除雪、通学路の見守りなどの活動が多く挙げられ、いずれの取組も比較的取り組みやすい印象であり、理由として、「家に近い場所で活動できる」、「時間が短くて済む」などの制約の少なさ関連するものが挙げられた。
- ・参加のきっかけ等については、「まちのルールを知ってもらう」、「年齢問わず関わることができる」などの参加しやすい方法のほか、「まずは挨拶から」、「子どもが主体的に取り組む（大人の模範になる）」、「パフォーマンスと連携した取組によるイメージアップ」、「取組を実感できる仕組み（数字による見える化）」などが挙げられた。

#### ②町内会活動や団体活動（NPOなど）への参加・協力

- ・町内会活動については、活動のイメージとしてお祭りや子ども会、防災活動、花火大会等が挙げられ、「日中働いている人に対する参加の呼びかけが難しい」、「集合住宅へのアプローチが難しい」など、運営者・参加者ともに人材確保に関する課題が挙げられた。
- ・団体活動については、活動のイメージとして介護ヘルパーの派遣、過疎地域への若者派遣、子ども食堂などの取組が挙げられ、「取組のイメージを理解してもらうのが難しく参加者が集まりにくい」などの課題が挙げられた。
- ・参加するために必要なきっかけ等では、「活動内容がわかりやすい情報発信」、「参加者の都合に合わせた参加の仕組み（時間帯などの工夫）」、「参加するメリット（参加ポイント制度など）」が挙げられた。

#### ③自ら企画して行う活動（地域を良くするために、意識的に取り組むもの）

- ・活動のイメージとして、子育てサポートや地域の介護施設の手伝い、朗読会、子ども食堂、小学校などによる特別授業（保護者が子どもに専門知識の教育）などの取組が挙げられた。
- ・活動内容が理解されにくく、活動場所の手配や人を集める（運営者、参加者）などの手間がかかるため、取り組むことが難しいという意見があった。
- ・参加するために必要なきっかけ等では、「個人でも意見や提案しやすい環境」、「活動したことへの対価」、「運営者の負担軽減」などに関する意見が挙げられた。





### 3 まちづくり活動ワークショップ

- (1) 実施日時 平成30年7月23日
- (2) 参加人数 54人

(抽出方法 上記の市民まちづくり活動団体へのアンケート調査に案内文を同封した。申し込みのあった団体から抽選で参加者を選定)

- (3) ワークショップ内容

市民まちづくり活動の課題や必要だと思う支援・制度について意見交換を実施

- (4) ワークショップの結果

#### ①人材

- ・団体の活動を行う人材が不足している。団体の認知度不足などから新たに募集しても人が集まらず、世代交代や担い手の確保ができていない。
- ・活動に気軽に参加できるきっかけ作りや、企業や学生等へ積極的に参加を呼び掛けていくことが必要である。

#### ②資金

- ・団体の活動資金が不足している。会員やスポンサーから調達することが難しく、補助金の利用を考えるが、情報の不足や条件が合わないことがある。
- ・補助金制度に関する分かりやすい情報発信、条件緩和や手続きの簡便化、クラウドファンディングの活用など、資金調達しやすい支援・制度が必要である。

#### ③場所

- ・活動場所を探すにあたり、ニーズ（料金や規模など）に合った場所が不足している。公共施設は低料金で利用できる一方で、予約で埋まっているなど借りられないことが多い。
- ・既存の施設以外に、公共や民間等の空きスペースを間借りで活用するなど、マッチン

グする仕組みや支援が必要である。

#### ④交流・連携

- ・他団体等を知る機会や交流する場が不足している。連携を考えるにあたり、お互いの活動状況やルール of 把握に時間を要する。
- ・他の団体等と自由に情報交換や交流を行える場や、お互いの状況や要求事項を考慮してマッチングを促進するコーディネーターが必要である。

#### ⑤情報

- ・団体の活動情報を発信する機会や、人材・ノウハウが不足している。また、活動に関する情報が分散しているため有効な情報を収集することが難しい。
- ・情報発信ツールを活用するためのセミナーやイベントを通じた発信機会を設けることや、情報を集約したポータルサイトが必要である。



### 第3 各種調査結果等の活用

第3期基本計画の検討にあたっては、過去に行われた以下の調査等も参考にしています。

#### 1 市民意識調査

- (1) 実施期間 平成 30 年 7 月～8 月（平成 25 年度、平成 28 年度も同時期に実施）
- (2) 調査対象 「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の 18 歳以上の男女 5,000 人
- (3) 有効回答数 2,463 件（49.3%）
- (4) 調査内容 市政や市民生活に関することなど

#### 2 町内会・自治会に関するアンケート調査

- (1) 実施期間 平成 28 年 1 月～3 月
- (2) 調査対象 札幌市内の町内会長（町内会の代表者）2,207 人
- (3) 有効回答数 1,281 件（58.0%）

- (4) 調査内容 町内会活動の現状と課題、今後の活動など

### 3 指標達成度調査(事業の効果に関する市民意識調査)

- (1) 実施期間 平成 30 年 2 月 (平成 25 年度から平成 28 年度も同時期に実施)
- (2) 調査対象 「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の 18 歳以上の男女 4,000 人
- (3) 有効回答数 1,455 件 (39.2%)
- (4) 調査内容 事業の効果に関する市民意識をテーマに設問を構成

### 4 地域まちづくり活動の人材育成に係る調査、さぼーとほっと基金制度のあり方に係る調査

- (1) 実施期間 平成 28 年 8 月
- (2) 調査対象 ①さぼーとほっと基金に寄付をいただいた個人及び団体 600 件  
②札幌市市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人、札幌市市民活動サポートセンター利用登録団体市民まちづくり活動団体、さぼーとほっと基金登録団体の合計 2,500 団体
- (3) 有効回答数 ①234 件 (39.0%)、②702 件 (28.1%)
- (4) 調査内容 ①まちづくり活動を行う人材育成のあり方など  
②さぼーとほっと基金制度に対する現状や課題、改善など

## 第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント手続）の結果について

市民まちづくり活動促進基本計画（第3期）（以下「第3期基本計画」といいます。）について、平成31年2月28日（木）から平成31年3月29日（金）までの期間で市民の皆様からのご意見を募集しました。

### 1 意見募集実施の概要

#### (1) 意見募集期間

平成31年2月28日（木）から平成31年3月29日（金）まで

#### (2) 意見提出方法

郵送、持参、ファックス、電子メール

#### (3) 資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎 13階南側 市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課
- ・市役所本庁舎 2階北東側 市政刊行物コーナー
- ・札幌市市民活動サポートセンター（中央区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階）
- ・市民活動プラザ星園
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市市民活動促進ホームページに掲載【市民まちづくり活動促進基本計画の見直しの経緯ページ】  
<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/keikaku3rd.html>

### 2 パブリックコメントの内訳

#### (1) 意見提出者数・意見件数（年代別）

5人・18件（60代3人、70代以上2人）

#### (2) 提出方法別

提出方法	郵送	持参	電子メール	合計
提出者数	2人	1人	2人	5人
構成比	40.0%	20.0%	40.0%	100.0%

(3) 意見件数

項 目	件 数	構成比
第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって	1件	5.6%
第2章 市民まちづくり活動と第2期計画策定以降の社会動向	1件	5.6%
第3章 第2期基本計画の総括	0件	0.0%
第4章 第3期基本計画の概要	1件	5.6%
第5章 第3期基本計画の基本目標と基本施策	15件	83.3%
第6章 計画の推進にあたって	0件	0.0%
そ の 他(計画策定の手法等)	0件	0.0%
合 計	18件	100.0%

4 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって

第2 計画の位置づけ < 1件 >

意見の概要	札幌市の考え方
<p>第1章の計画等の関係について、「札幌市まちづくり活動促進基本計画」を「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画として位置づけられるとしていることが市民にとってはわかりづらい。整合性の立場からは正しいのかもしれないが、ここは「自治基本条例」→「まちづくり促進推進条例」→「まちづくり活動促進基本計画」の流れにして、あえてシンプルにしてみてもいいか。</p>	<p>札幌市の計画の位置づけであるため、わかりづらい点については、市民理解を得られるよう周知を進めてまいります。</p>

第2章 市民まちづくり活動と第2期計画策定以降の社会動向

第1 市民まちづくり活動とは < 1件 >

意見の概要	札幌市の考え方
<p>第2章の「市民まちづくり活動とは」について、札幌市内の各地域で、まちづくり活動が展開されているが、市民一人ひとりの日々の行動範囲をどのくらいで想定しているか教えてほしい。</p> <p>例えば、近隣の自治会や町内会の範囲であれば、徒歩・車・バスなど、移動手段によって、それぞれ異なる参加募集の方法が考えられるのではないかと。</p>	<p>本計画において、市民まちづくり活動は、「町内会・自治会・ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動」と定義しており、様々な団体や個人の方が活動していくことを想定しておりますが、行動範囲を想定しているものではありません。</p> <p>いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

## 第4章 第3期基本計画の概要

### 第3 第3期基本計画の体系 < 1件 >

意見の概要	札幌市の考え方
<p>基本計画の目的である「豊かで活力ある地域社会の発展のために」の部分について、若い世帯は働いているため、60歳以上の世帯に対して、札幌市が発行しているイベント情報『札幌市からのお知らせ』を配布するようにして、高齢者が町内会や各種団体等の行事等に関心を持ってもらい、コミュニティとしての連携活動を推進するという方法もあると思います。この情報はテレビやスマートホンでもありますが、高齢者にはあまり利用できません。</p>	<p>基本目標1では、より多くの市民が活動できるよう、様々な生活スタイルや状況に応じた幅広い分野への参加を促す機会を創出し、情報提供を行うこととしており、町内会や各種団体等の行事に関心を持ってもらうためには、町内会等による情報発信も重要であると考えております。</p> <p>今後は、いただいたご意見も参考にしながら、情報発信に資する施策についても検討してまいりたいと考えております。</p>

## 第5章 第3期基本計画の基本目標と基本施策

### 基本目標1 『参加促進』～市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加の促進

< 5件 >

意見の概要	札幌市の考え方
<p>第3期基本計画の策定にあたっては、自治基本条例の附則に記述されている「札幌市民憲章」の精神をより一層反映したものにすべきと考える。</p> <p>市民憲章は、市民総意のもと昭和38年に制定されたものであり「札幌をより豊かで明るく住みよい街にしたい、そのことが市民一人ひとりの幸せにつながる」という市民の強い願い・思いが込められており、永く市民の心のよりどころとなっている。初心に戻り、そのような市民意識を醸成させていくことが、まちづくり活動を活性化させ根付かせることに繋がると考える。</p>	<p>第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画では、札幌市のまちづくりの最高規範である「札幌市自治基本条例」の前文に記載されている「札幌市民憲章」の精神に則り、進めていきたいと考えております。</p>
<p>「まちづくり」の基本は「ひとづくり」である。何よりも前述した市民意識の醸成が重要である。</p> <p>従って、第3期基本計画の基本目標①まちづくり活動への参加促進②活動に対する支援③連携の促進の3項目だけでなく「市民意識の醸成」のための基本目標と施策をまず第一に掲げるべきと考える。</p> <p>第2期の評価として、①まちづくり活動への参加の割合が低い、②町内会加入率が減少傾向にあるとされているのも市民一人ひとり</p>	<p>第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画では、第5章基本目標1として「市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加の促進」を掲げており、市民まちづくり活動への参加とともに、市民へ市民まちづくり活動の意義を理解していく取組も進めてまいります。</p> <p>また、子どもたちに、まちづくりへの関心や参加意欲を持ってもらうため、小学校3年生の副読本として、まちづくり手引書「みんなでまちづくり」を作成し、希望する小学校</p>

<p>の意識が変わってくることによって改善されてくると思う。時間はかかるかもしれないが小学生・中学生の学校教育の場から変えていく必要がある。札幌市民憲章の視点をより活用すべき。</p>	<p>に配布するなどの取組を行っております。</p>
<p>町内会活動総合支援事業は 2018 年度 町内会加入率 70.26%であり、一人住まいの高齢者と若者の加入方法とマンション（アパート含む）に住まわれている市民の方々への加入方法の対策を行う必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>不動産関連団体等と連携を図り、転入者に対して町内会加入への働きかけを行うなどの取組を進めておりますが、現在検討をしている（仮称）札幌市町内会に関する条例とあわせ、町内会への加入促進につながる支援策の検討を進めていく予定です。</p>
<p>地域に住む子どもたち・学生・若者・若い家族たちと連携することも必要だ。</p>	<p>小学生を対象にした地域活動を学ぶ体験事業や、中学生と町内会の意見交換会の実施、大学生・若者を対象にしたまちづくりイベントの開催、大学生と地域のマッチングを促進するための「学生地域協力ガイド」の発行など、将来のまちづくりの担い手として期待される若者の地域活動への参加を活性化させるため、様々な取組を進めております。</p>
<p>昨年札幌市は、町内会（自治会）の加入率低下と担い手不足や高齢化が問題として、加入促進を目的とした「町内会に関する条例」を提案したが（今後継続して審議するようだが）、町内会加入促進を特化した「条例」にするよりも、このまちづくり活動促進基本計画を拡充することで、活発化させることのほうが、より実効性があると考えます。</p>	<p>市民まちづくり活動促進基本計画に基づき、地域コミュニティ活動の活発化に向けた支援を行っていくと同時に、（仮称）札幌市町内会に関する条例で、町内会の重要性や理念を定め、広く周知していくことが必要と考えております。</p>

基本目標 2 『運営体制強化』～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

< 6 件 >

意見の概要	札幌市の考え方
<p>まちづくりセンターについて、一般の市民にその存在が殆ど知られていないのではないかと。 証明書の発行を行っているのか、センター所長は従前どおり「市役所職員」なのか、運営は誰が担っているのかわからない。</p>	<p>平成 28 年度のインターネット調査では、まちづくりセンターの存在自体は約半数の方に承知いただいておりますが、今後も引き続き、まちづくりセンターの認知度をより一層高めていくよう努めてまいります。 また、まちづくりセンターの利用目的を見ますと、住民票の写しなどの諸証明をとるためという方が 53.4%と最も多く、町内会や団体の活動で利用される方が多くいる一方で、そうした方以外にも広く利用されているものと認識しております。</p>



	<p>なお、まちづくりセンターでは、住民票や印鑑証明、戸籍謄本などの証明書発行の取次ぎを行っております。所長は、地域自主運営のまちづくりセンターを除き、市役所職員(課長職)が担っております。</p>
<p>今後の超高齢・人口減社会、自然災害(地震・台風・原発事故)、停電、断水などで、まちづくりセンターの役割は重要になってくると考えられるが、市としてその認識と備えはどうなっているのか?その情報は公開されているのか。</p> <p>住民の避難場所(非常電源・暖房・水・トイレなどを含む)としての使命は大きい。</p>	<p>今後、社会全体の高齢化や人口減少が進んでいくにあたり、地域コミュニティにおける市民の活動を支援する、まちづくりセンターの役割はより重要になっていくものと認識しています。</p> <p>また、札幌市では災害時等において、まちづくりセンターのうち、地区会館等が併設されている施設60カ所を「地域避難所」と位置付けるとともに、平成31年度予算では、防災対策等の観点からも、全まちづくりセンターへの非常用発電機の整備を予定しております。</p>
<p>公務員(退職者を含む)の役割について、今後必要になってくると思われるが、基本計画に記載はないのか。</p>	<p>基本計画には公務員の役割についての言及はございませんが、職員も市民の立場で積極的に地域活動に参加する意識を持つことは極めて重要だと考えております。</p>
<p>個人情報保護(情報の漏えい・流出)については、企業連携まちづくりだけではなくその他の地域まちづくり活動全般においても重要であり、責任の所在を明確にすると同時に、苦情窓口設置などの対応も(単に札幌市コールセンター任せにせず)必要と考える。危惧するのは、いま問題になっている犯罪事件・オレ詐欺やアポ電詐欺殺人に、いろいろな「名簿」が利用されている事実があるからである。</p>	<p>市民まちづくり活動団体には、原則として個人情報保護法が適用されます。個人情報保護法についてのガイドラインでは、「個人情報を取り扱うに当たっての責任者」を置くことや「苦情および問い合わせ先」の設置に努めなければならないとされております。</p>
<p>市民団体に会議室などを貸出している状況が不明であり、以前、所在町内会(自治会)外だと市民活動で利用したくても、利用できなかった経験があったので、その後、利用方法が変わったのか。</p> <p>市内で事務所拠点をもたない市民活動団体(代表や会員は市内在住者)については、どこのまちづくりセンターでも、(空いていれば会議・打ち合わせなどに)利用できるような対応ができるようになっているのか。もしそうであれば、情報を積極的に公開するべきではないか。</p> <p>また利用できないのであればその理由と根拠を知りたい。</p>	<p>まちづくりセンター自体には貸し会議室はございませんが、まちづくりセンターに併設している地区会館やコミュニティ施設では会議室を貸出しております。</p> <p>設置主体が札幌市である区民センター、コミュニティセンター、地区センターなどのコミュニティ施設はどなたでもご利用いただけます。</p> <p>一方、札幌市が連合町内会に貸付をしている地区会館や、設置主体が町内会等の市民集会施設の利用方法や使用料につきましては、各施設に直接ご確認願います。</p>

<p>小学校に併設されている「まちづくりセンター」もできたようだが、その情報（利用方法も）はどのように公開されているのか。</p>	<p>小学校に併設されているまちづくりセンターの移転情報等については、広報さっぽろや札幌市ホームページなどを通じて地域へお知らせしております。</p> <p>当該まちづくりセンターの利用方法については、小学校併設ではない他のまちづくりセンターと基本的には変わりません。</p>
---	--

基本目標3 『連携促進』～市民まちづくり活動団体間の連携の促進 <4件>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>大型店舗（スーパー）やコンビニに頼った挙句の過疎（買い物難民）事態を想定し、地域商店街（古くから地域にある中小小売店を生かす。無くさない）と連携することには賛成する。</p>	<p>（原案賛成意見）</p>
<p>たとえば、バス停近くの商店街等をまきこみ、移動するだけの公共交通から、情報やコミュニケーションを提供するなどの方法により、市民まちづくり活動団体同士が連携するきっかけとなる機会を支援拡充すべきではないか。</p>	<p>いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>企業参加について、企業などのノウハウを生かすとあるが、企業活動はボランティアというよりは経営・利益が伴うものだ。いったいどのようなノウハウをどのような形で企業が支援するのが曖昧で不明だ。</p>	<p>多くの企業において、ヒト・モノ・カネなどの多様な資源を活かし、無料講座やボランティア派遣などの社会貢献活動が増加してきております。札幌市では引き続き、企業と地域とがより一層つながりを深め、まちづくり活動が促進されるよう環境整備を進めていきます。</p>
<p>まちづくり活動に参加する企業を拡大するためには、例えば、バス停近くの店に協力してもらい、タブレット型端末を置き、利用客にバスの現在位置情報を知らせて、外で待たなくするなど、いくつか方法が考えられるのではないか。</p>	<p>いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>



# SAPPORO

第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画  
令和元年（2019年）5月発行

---

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL：011-211-2964 FAX：011-218-5156

Eメール [shimin-support@city.sapporo.jp](mailto:shimin-support@city.sapporo.jp)



さっぽろ市  
01-D02-19-894  
31-1-73